

「第 3 次枚方市環境基本計画」の基本的な考え方について

（部会報告素案）

令和 2（2020）年 3 月

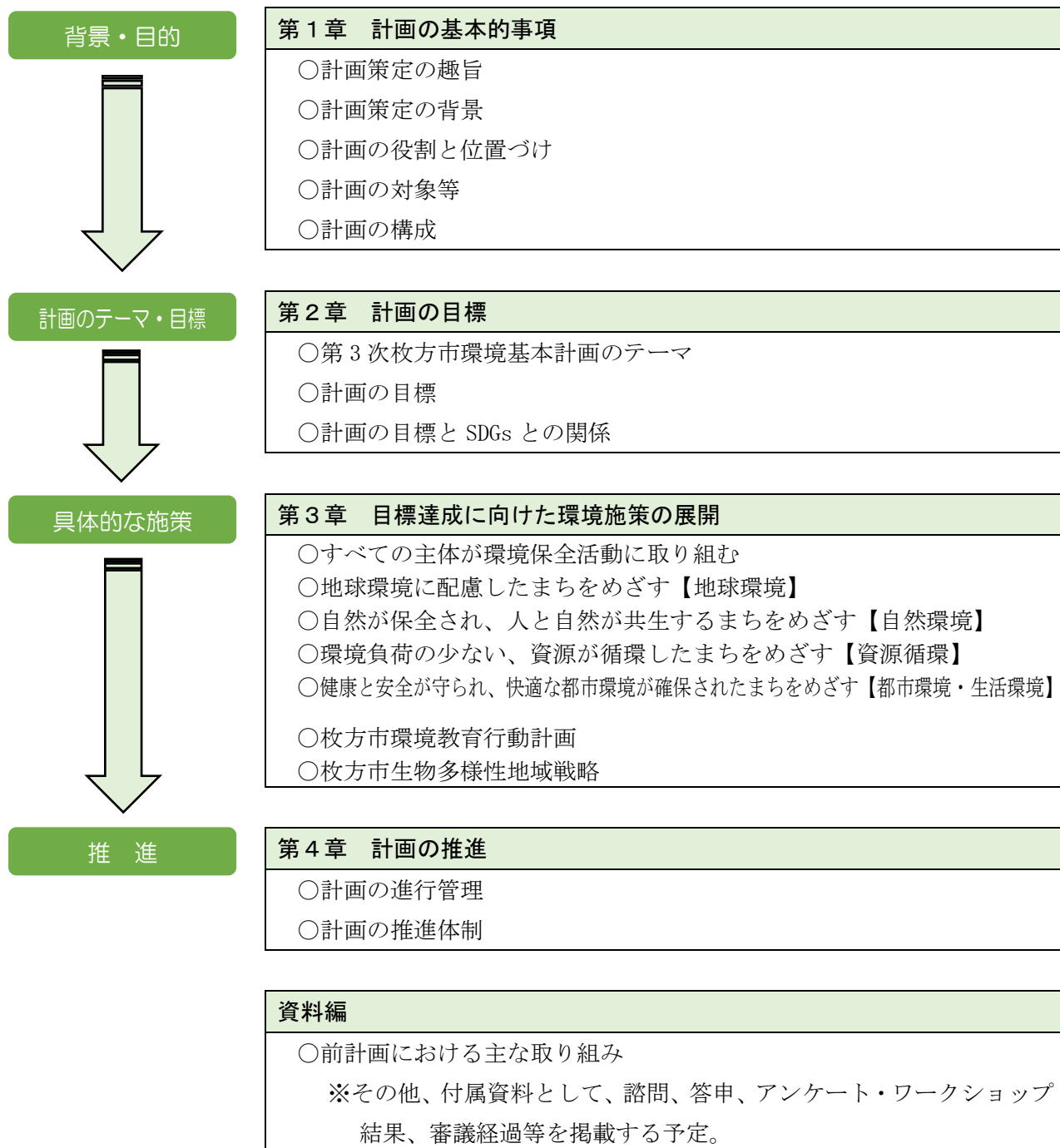
枚方市環境審議会環境基本計画策定部会

目 次

I. 第3次枚方市環境基本計画の構成と基本的な考え方について	1
1. 計画の構成について	
2. 計画の基本的な考え方について	
II. 第3次枚方市環境基本計画のテーマと基本目標について	2
1. 第3次環境基本計画のテーマ設定の考え方	
2. 基本目標設定の考え方	
3. 第3次環境基本計画の基本目標と施策の体系について	
III. 第3次環境基本計画の基本目標とSDGsとの関係	4
IV. 基本目標ごとの環境指標と施策に位置付ける施策の方向性について	6
1. 環境学習・パートナーシップ	
2. 地球環境	
3. 自然環境	
4. 資源循環	
5. 都市環境・生活環境	
6. 計画に位置付ける環境教育行動計画について	
7. 計画に位置付ける生物多様性地域戦略について	
V. 計画の推進と進行管理について	20
VI. 資料編	21
1. これまでの審議経過について	
2. 第2次枚方市環境基本計画策定以降の社会状況の変化と新たな課題	
(1) 【人づくり】環境教育	
(2) 【地球環境】地球環境保全・地球温暖化対策	
(3) 【自然環境】生物多様性	
(4) 【資源循環】資源循環型社会の実現	
(5) 【都市環境・生活環境】まち美化・公害対策	
3. 枚方市の地域特性	
(1) 人口と世帯数	
(2) 土地利用動向	
(3) 年平均気温の推移	
4. 持続可能な開発目標（SDGs）について	
5. 市民・事業者アンケート及び市内高校生ワークショップ結果について	
①市民アンケート結果	
②事業者アンケート結果	
③市内高校生ワークショップ結果	

I. 第3次枚方市環境基本計画の構成と基本的な考え方について

1. 計画の構成について



2. 計画の基本的な考え方について

項 目	基本的な考え方
計画の位置づけ	枚方市環境基本条例第9条第1項に基づく、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画。第5次枚方市総合計画と整合を図りながら推進していく分野別行政計画で環境施策を推進するための基本方針となるもの。
計画期間	10年間（2021年度～2030年度）
見直し時期	概ね、5年後に中間見直しを検討
計画の対象範囲	環境基本条例第3条の基本理念及び第8条の施策の基本方針に基づき、「地球環境」「自然環境」「資源循環」「都市環境」「生活環境」を対象とする。
計画の主体	市民、市民団体、事業者、行政のあらゆる主体
対象地域	枚方市域全域

Ⅱ. 第3次環境基本計画のテーマと基本目標について

第5次枚方市総合計画

○基本構想において、「持続的に発展し、一人ひとりが輝くまち 枚方」をめざすまちの姿とし、5つの基本目標の1つに「自然と共生し、美しい環境を守り育てるまち」を定め、まちづくりを推進している。

枚方市環境基本条例とこれまでの環境基本計画の取り組み

○枚方市環境基本条例に基づき、「環境を思いやるまち枚方」の実現を目指している。
○第2次環境基本計画では、「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち ひらかた」をめざすべき環境像として設定し、5つの基本目標を設定。また、基本目標のうち、「すべての主体の参加」を共通の基盤として位置づけている。

国・大阪府の環境基本計画等

○国の環境基本計画では、分野横断的な6つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）を設定し、パートナーシップの下、SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の総合的向上を具体化。
○大阪21世紀の新環境総合計画では、「府民がつくる暮らしやすい、環境・エネルギー先進都市」を目指すべき将来像としている。
○環境教育等促進法の基本方針が変更され、新たに「体験の機会の場」の積極的な活用を図ることが盛り込まれた。
○国では次期生物多様性国家戦略の策定に向けた取り組みが進められている。

市民・事業者の考え（アンケート結果や市内高校生ワークショップ結果）

○枚方市の環境の10年後の望ましい姿について、市民アンケート調査や高校生を対象とした市内高校生ワークショップで最も意見が多かったのは、「緑や水辺など自然環境が保全されたまち」でしたが、若い世代を中心に、自然環境と都市環境の保全などのバランスを重視する意見が多かった。
○環境の現状や市の環境施策に関して、「地球環境」や「都市環境」に関する事項で重要度と満足度の差が大きい傾向が見られた。
○市の環境施策では、「ヒートアイランド対策の取り組み」や「自動車の交通流対策の取り組み」「気候変動の影響に対する適応策の取り組み」「省エネや地球温暖化防止に向けた取り組み」「環

1. 第3次環境基本計画のテーマ設定の考え方

市民・事業者の考えからは、枚方市の環境の10年後の望ましい姿について、市民アンケートや市内高校生ワークショップでは自然環境と都市環境の保全などのバランスを重視する意見が多かった。

また、市民アンケートの自由記載欄においても、様々な環境のバランスを重視する意見が多く見られた。そして、枚方市環境基本条例やこれまでの環境基本計画では市民一人ひとりが環境に関心を持ち、自ら考え行動し、豊かな環境を守り、創り出すまちを目指すことを明確にしている。

こうしたことから、引き続き、現計画のめざすべき環境像「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち枚方」の方向性を踏襲し、第3次環境基本計画のテーマを設定する。

2. 基本目標設定の考え方

○枚方市環境基本条例では、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、自ら考え行動し、豊かな環境を守り、創り出すまちを目指しており、こうした考え方は環境に関するすべての分野に共通する考え方であり、また、市民アンケート「問8 市に期待する環境保全施策」では「こどもに対する環境教育」「環境に関する情報提供」が、事業者アンケート「問6 市に期待する環境保全施策」では「環境に関する情報提供」が上位となっていることから、基本目標①に「環境学習・パートナーシップ」を設定する。

○「地球環境」に関しては、国や府の計画でも重点事項とされており、また、市民アンケート「問4 環境の現状」「問5 市の環境施策」では、「地球環境」や「都市環境」に関する項目で重要度と満足度の差が大きくなっていることから、基本目標②に「地球環境」を設定する。

○市民アンケートにおいて、枚方市の環境の10年後の望ましい姿として最も意見が多かった「自然環境」を基本目標③に設定する。

○「資源循環」は、国や府の計画でも重点事項とされており、基本目標④に設定する。

○市民アンケート「問5 市の環境施策」や事業者アンケート「問3 市の環境施策」では、「地球環境」に関する分野を除くと、「自動車交通流対策」や「環境美化」、「公害対策」で重要度と満足度の差が大きくなっており、基本目標⑤に「都市環境・生活環境」を設定する。

第3次枚方市環境基本計画の施策体系図（案）

第3次環境基本計画
のテーマ

分野横断的な基本目標

施策の体系

分野と分野別の基本目標

施策の分野

地域から地球へ、みんなでつなぐ、
豊かな環境
を住み続けたいまち
枚方市

①環境学習・パートナーシップ
すべての主体が環境保全
活動に取り組む

【施策の分野】

- ライフステージに応じた
環境教育・環境学習の
推進
- 市民・事業者の環境保全
活動の促進
- 環境コミュニケーションの
推進

②地球環境

脱炭素化を推進するまちをめざす

省エネルギー・省 CO₂ 活動の促進

再生可能エネルギーの普及促進

気候変動の影響に対する適応策の推進

③自然環境

自然が保全され、人と自然が共生
するまちをめざす

生態系の保全

緑の保全と創出

自然とのふれあいの場の確保

④資源循環

環境負荷の少ない、資源が循環し
たまちをめざす

廃棄物の発生抑制

リサイクルや再利用の促進

廃棄物の適正処理の推進

⑤都市環境・生活環境

健康と安全が守られ、快適な都市
環境が確保されたまちをめざす

良好な生活環境の確保

美しいまちなみの確保

人と環境にやさしいまちづくりの推進

Ⅲ. 第3次環境基本計画の基本目標とSDGsとの関係

①環境学習・パートナーシップ

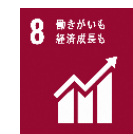
～すべての主体が
環境保全活動に取り組む～



効果

②地球環境

～脱炭素化を推進するまちをめざす～



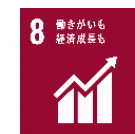
③自然環境

～自然が保全され、人と自然が共生するまちをめざす～



④資源循環

～環境負荷の少ない、資源が循環したまちをめざす～



⑤都市環境・生活環境

～健康と安全が守られ、快適な都市環境が確保されたまちをめざす～



<参考：持続可能な開発目標（SDGs）と国の「SDGs 実施指針」の8つの優先課題>との関係>



IV. 基本目標ごとの環境指標と施策に位置付ける施策の方向性について

1. 環境学習・パートナーシップ

分野横断的な基本目標	施策の分野
①環境学習・パートナーシップ すべての主体が環境保全活動に取り組む  	ライフステージに応じた環境教育・環境学習の推進 市民・市民団体・事業者の環境保全活動の促進 環境コミュニケーションの推進

環境にやさしいライフスタイルへの転換を図るため、市民1人ひとりが高い環境意識を持ち、すべての主体が主体的に環境保全活動を推進するまちを目指します。

また、すべての基本目標を実現するためには、市民・市民団体、事業者、行政のすべての主体が連携・協力していくことが不可欠であり、分野横断的な基本目標として位置づけます。

(1) 環境指標

指標	説明	基準年度実績 (2018年度)	目標 (2030年度)
【毎年度管理する指標】 環境保全活動に取り組んでいる市民団体・事業者等の数	環境保全活動に取り組んでいる NPO 法人・市民団体数、地球温暖化対策協議会の会員企業数、アダプトプログラム・道路アダプト参加団体数、不法屋外広告物追放推進団体への参加団体数の合計数	238 団体	248 団体
【毎年度管理する指標】 環境教育・学習の場に参加した人数（累計）	環境出前講座、環境ネットワーク会議関係（自然エネルギー学校、くらわんか塾、スターター講座、ミニ講座）、ごみ減量講演会、自然観察会（水辺の楽校、セミ調査、葉っぱの観察と工作、昆虫教室、ナチュラルアート、講演会）、枚方クリーンリバーの参加人数の累計 ※地球環境、資源循環、自然環境、都市環境・生活環境に関する環境教育・学習の場に参加した人数の合計（累計）を指標とする。	1,842 人	22,688 人 （累計） ※過去5年間の実績の平均値から目標数値を設定

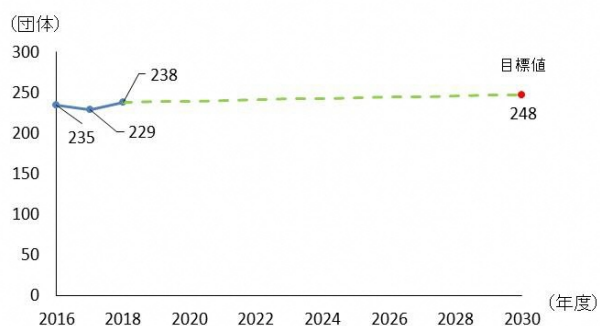


図1 環境保全活動に取り組んでいる市民団体・事業者等の数

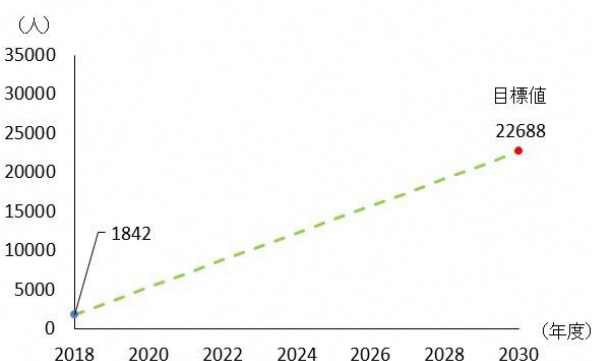


図2 環境教育・学習に参加した人数（累計）

(2) 現状と課題

①前計画の取り組み状況

- 「環境保全に取り組んでいる市民団体数」は近年、減少傾向となっていますが、「アダプト参加団体数」や「地球温暖化対策に取り組む企業数は増加傾向となっています。

②社会状況の変化と課題

- 環境教育等促進法が平成 24 年 10 月に全面施行され、平成 30 年 6 月に、基本方針が変更され、新たに「体験の機会の場」の積極的な活用を図ることなどが盛り込まれました。
- 環境教育の推進に向けて、ESD や変更された環境教育等促進法の基本方針に基づき、取り組みを進めていく必要があります。

③市民・事業者アンケート結果

【市民】

- 環境保全行動に取り組んでいる市民は、全国平均と比較してその割合は高い。また、地域の環境保全活動では「資源回収活動」「地域の清掃活動」に多くの人が既に参加しており、今後は、「自然保護活動」や「緑化活動」に取り組んでみたいと考えている人が多いことがわかりました。
- 「こどもに対する環境教育」「環境に関する情報提供」について今後、重点的に取り組むべきと考えている人が多く、環境情報の提供については、広報ひらかた、FM ひらかたとともに、出前講座や環境イベント、環境啓発パンフレットの活用を期待している人が多いことがわかりました。

【事業者】

- 「環境に関する情報提供」について、今後、重点的に取り組むべきと考えている事業者が多く、環境情報の提供については、広報ひらかた、FM ひらかたとともに、出前講座や環境イベントの活用を期待している事業者が多いことがわかりました。

(3) 施策の方向性と具体的施策

施策の分野	施策の方向性	主な施策（令和元年度事業計画より抜粋）
ライフステージに応じた環境教育・環境学習の推進	○学校版環境マネジメントシステム（S-EMS）を活用するなど、学校における環境教育・環境学習の充実を図ります。 ○保育所（園）、幼稚園における体験型の環境出前学習を実施するなど、幼児期における環境教育・環境学習の充実を図ります。 ○環境情報コーナーを活用し、地域や家庭における環境学習の充実を図ります。 ○ESD の考え方を盛り込んだ環境教育・環境学習のプログラムや教材、環境副読本や教員向けハンドブックを作成し、活用を図るとともに、環境保全活動に携わる人材の育成に取り組みます。	・学校版環境マネジメントシステム（S-EMS）事業 ・ひらかたエコライフつうしんぼの作成 ・環境副読本の作成・配布 ・教職員環境教育関係研修 ・保育所等への出前学習 ・市民向け環境講座の実施
市民・事業者の環境保全活動の促進	○「NPO 法人ひらかた環境ネットワーク会議」や「枚方市地球温暖化対策協議会」と連携し、各主体のパートナーシップによる環境保全活動を推進します。 ○誰もが参加しやすい環境保全活動や環境イベントの開催や支援を行うなど、環境保全活動の機会や場を確保します。	・枚方市環境マネジメントシステム（H-EMS）の推進 ・環境表彰の実施 ・NPO 法人ひらかた環境ネットワーク会議への支援 ・枚方市地球温暖化対策協議会事業
環境コミュニケーションの推進	○広報誌やホームページをはじめとした様々な媒体を活用し、幅広く環境情報を提供します。 ○環境負荷や環境保全活動等の情報について、各主体間で情報共有・情報交換するなど、双方向でのコミュニケーションを図ります。	・環境白書の発行 ・エコカレンダーの発行 ・環境情報コーナーの運用 ・温暖化対策に関するポータルサイトによる情報発信

(4) 市民・市民団体、事業者の取り組み

【市民・市民団体】

- 環境問題に関心を持ち、環境問題が市民 1 人ひとりの問題であることを自覚し、主体的に環境にやさしい行動を実践します。
- 環境イベント、環境学習講座、観察会、地域の環境保全活動などに積極的に参加します。
- 環境関連の市民団体は、市民の先導的な役割を果たすとともに、団体間で連携を図り、取り組みの輪をさらに広げていきます。

【事業者】

- 従業員を対象とした環境研修を実施するとともに、施設見学など環境教育・環境学習の機会を提供します。
- 市民や行政が実施する環境イベントや地域の環境保全活動などに積極的に参加するとともに、自らの事業活動を通して環境負荷の低減を図ります。

分野と分野別の基本目標

②地球環境

脱炭素化を推進するまちをめざす

13

気候変動に
関係する目標を
達成

同時達成

7

クリーンエネルギーに
関係する目標を
達成

8

働きがい
経済成長
関係する目標を
達成

9

産業と資源効率の
向上
関係する目標を
達成

施策の分野

省エネルギー・省 CO₂ 活動の促進

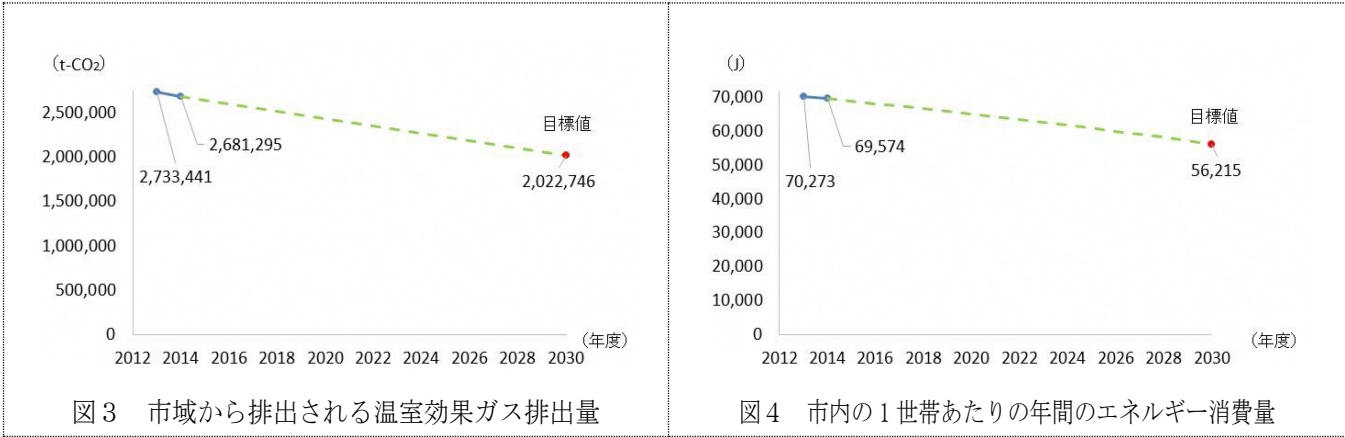
再生可能エネルギーの普及促進

気候変動の影響に対する適応策の推進

2050 年における CO₂ 排出量実質ゼロに向けて、省エネルギーや再生可能エネルギーの有効活用など、地球温暖化対策に取り組み、脱炭素化を推進するまちを目指します。

(1) 環境指標

指標	説明	基準年度実績 (2018 年度)	目標 (2030 年度)
【5 年ごとに管理する指標】 市域から排出される温室効果 ガス排出量	市域から排出される温室効果ガスの 排出量の実績値(枚方市地球温暖化対 策実行計画(区域施策編)の目標)	2,733,441 t-CO ₂ (基準年度:2013 年度)	2,022,746 t-CO ₂ (26%以上削減)
【毎年度管理する指標】 市内の 1 世帯あたりの年間の エネルギー消費量	市内の 1 世帯あたりの年間の電気・都 市ガス使用量(熱量換算)の合計	70,273 J (基準年度:2013 年度)	56,215 J (20%以上削減)



(2) 現状と課題

①前計画の取り組み状況

○温室効果ガス排出量については、東日本大震災以降、大幅に増加し、その後、ほぼ横ばいとなっていますが、これは、東日本大震災後、温室効果ガス排出量全体の約4割を占める電気の排出係数が大幅に増加したためと考えられます。なお、エネルギー消費量の推移を見ると年々、減少傾向にあり、省エネルギーの取り組みが一定進んでいると考えられます。

②社会状況の変化と課題

- 東日本大震災に起因する原子力発電所の停止に伴う電力需給のひっ迫や、近年の大型台風や集中豪雨などの気候変動の影響への対策として、多様なエネルギー供給の確保、エネルギーの自立・分散化が求められています。
- 2016（平成28）年にパリ協定の枠組みにおける我が国の削減目標（2013年度比26.0%減）を実現するための具体的な方策として、「地球温暖化対策計画」が策定されました。
- 近年、地球温暖化が原因と考えられる大型台風や豪雨災害など、気候変動の影響が顕在化しており、地球温暖化対策の充実が求められています。

③市民・事業者アンケート結果

【市民】

- 「ヒートアイランド対策の取り組み」、「気候変動の影響に対する適応策の取り組み」「省エネや地球温暖化防止に向けた取り組み」など、地球環境に関して、市民の関心が高く、多くの人が日常生活において、節電等の省エネの取り組みを行っていることがわかりました。

【事業者】

- 「冷暖房の適正管理やクールビズ・ウォームビズ」「省エネ技術や省エネ機器の導入」などについて、日常的に取り組まれている事業者が多いことがわかりました。

（３）施策の方向性と具体的施策

施策の分野	施策の方向性	主な施策（令和元年度事業計画より抜粋）
省エネルギー・省CO ₂ 活動の促進	○環境に配慮した省エネルギー型のライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促進するため、市が率先して地球温暖化対策に取り組むとともに普及啓発を行います。 ○断熱性能等に優れた省エネルギー・省CO₂型の住宅や高効率設備・機器の導入を促進します。 ○地球温暖化対策協議会の活動を通して、事業者による省エネルギー・省CO₂活動を促進します。	・エコライフ推進事業 ・節電・省エネ行動促進事業 ・クールチョイス普及啓発事業 ・地球温暖化防止庁内対策事業
再生可能エネルギーの普及促進	○再生可能エネルギーへの転換を進めるため、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーの利用拡大を図ります。 ○公共施設への太陽光発電システムの率先的な導入を図るため、新設する公共施設には、原則として太陽光発電システムを導入するとともに、他の再生可能エネルギーの導入も検討します。	・再生可能エネルギー導入等推進事業
気候変動の影響に対する適応策の推進	○気候変動やその影響についての認識や理解の向上に向けて取り組みます。 ○気候変動の影響に対する適応策として、ミスト発生器などを活用したヒートアイランド対策や熱中症予防対策を実施するとともに、地域と連携し、災害対策を推進します。	・緑のカーテン事業 ・暑気対策事業 ・学校園緑のカーテン事業 ・防災啓発事業 ・自主防災組織強化支援事業

（４）市民・市民団体、事業者の取り組み

【市民・市民団体】

- 地球温暖化問題が市民1人ひとりの問題であることを自覚し、身近なところから創意工夫のある取り組みを行います。
- 地球温暖化に関する情報を積極的に収集し、地域における活動に参加するとともに、市が実施する施策に協力します。
- 環境関連の市民団体は、市民の先導的な役割を果たすとともに、団体間で連携を図り、地球温暖化対策の輪をさらに広げていきます。

【事業者】

- 事業活動から発生する温室効果ガスの排出抑制対策に取り組めます。
- 省エネルギー・省CO₂製品やサービスの提供などを行い、ライフサイクルを通じた地球温暖化対策を推進します。
- 事業活動や提供する製品・サービスによる温室効果ガス削減に関する情報を積極的に発信し、社会全体の環境意識の向上に寄与するとともに、枚方市地球温暖化対策協議会や市が実施する施策や地域における活動に協力します。

3. 自然環境

分野と分野別の基本目標

③自然環境
自然が保全され、人と自然が共生するまちをめざす
15 森の豊かさ
2 水環境
6 きれいな水
14 海の豊かさ
同時達成

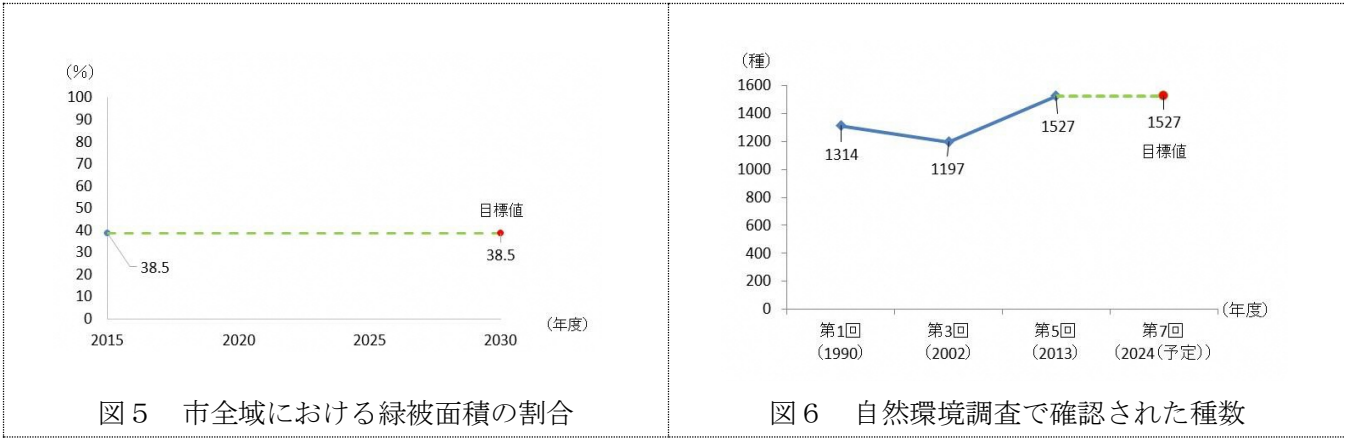
施策の分野

生態系の保全
緑の保全と創出
自然とのふれあいの場の確保

東部地域や淀川の豊かな自然を保全するとともに、多様な生態系が守られ、人と自然が共生するまちを目指します。

(1) 環境指標

指標	説明	基準年度実績 (2018 年度)	目標 (2030 年度)
【4 年ごとに管理する指標】 市全域における緑被面積の割合	市全域における緑被面積の割合 (緑の基本計画の指標)	38.5% (2015 年度)	38.5%
【10 年ごとに管理する指標】 自然環境調査で確認された種数	枚方市自然環境調査の全域調査 における種数	1,527 種	1,527 種 (2024 年度)



(2) 現状と課題

①前計画の取り組み状況

○緑被面積については、農耕地が減少傾向となっています。また、市が実施した自然環境調査（市域全域調査）における植物や哺乳類、昆虫類、鳥類などの確認された種類については、大きな変化は見られない状況となっています。

②社会状況の変化と課題

○平成 24 年には「生物多様性国家戦略（2012－2020）」が策定されました。
○生物多様性国家戦略の 5 つの基本戦略に基づき、生物多様性の保全等に関する取り組みが求められています。

③市民・事業者アンケート結果

【市民】

- 「自然保護活動」「緑化活動」などの取り組みについて、今後、活動に参加してみたいと考えている市民が多いことがわかりました。
- 「生物多様性」の認知度は、「内容を知っている」「聞いたことがある」を合わせると、約 65%にとどまっており、今後、より一層、生物多様性の認知度と重要性を啓発していく必要があることがわかりました。
- 「緑や水辺など自然環境が保全されたまち」が枚方市の 10 年後、30 年後の望ましい姿として最も多いことがわかりました。また、枚方市の将来を担っていく若年層においても、将来の枚方市に、豊かな自然環境の確保を求める意見が多いことがわかりました。

【事業者】

- 「屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテン」について、事業者において、あまり取り組まれていないことがわかりました。

(3) 施策の方向性と具体的施策

施策の分野	施策の方向性	主な施策（令和元年度事業計画より抜粋）
生態系の保全	○定期的に自然環境や生物に関する調査を実施し、市域の自然環境の状況を把握するとともに、生物多様性の重要性について普及啓発を行います。 ○特定外来生物など生態系への脅威となっている要因の軽減を図ります。 ○東部地域の里山や淀川に残された自然環境の保全を図ります。	・森林ボランティア育成事業 ・里山保全活動補助事業 ・里山保全推進事業 ・ナラ枯れ対策事業 ・特定外来生物の防除
緑の保全と創出	○緑に親しめる公園の整備や公共施設や道路などの緑化を進めるなど、まちなか緑化を推進します。 ○市民の自主的な緑化活動を支援します。 ○農地の保全や地産地消の取り組みを推進します。 ○東部地域の里山と淀川をつなぐ、まちなかの緑を活用したエコロジカルネットワークを形成し、生物の生育・生息環境を確保します。	・公園整備事業 ・都市公園等維持管理事業 ・市道緑化推進事業 ・緑化推進事業 ・みどりのプラットフォーム運営事業 ・緑のじゅうたん事業 ・景観形成推進事業 ・地産地消推進事業 ・エコ農産物普及促進事業
自然とのふれあいの場の確保	○市民団体等と連携による自然観察会の開催など、自然とふれあえる機会や場を創出します。	・自然保護啓発事業 ・学校ビオトープ池整備事業 ・景観水路維持管理事業 ・野外活動センター活性化事業 ・プレーパーク推進事業

(4) 市民・市民団体、事業者の取り組み

【市民・市民団体】

- 身近な自然環境に関心を持ち、生物多様性への理解を深めるとともに、地域の自然環境保全に関する活動に参加する。
- 自然観察会や自然環境調査など、市が実施する施策に参加・協力します。
- 環境関連の市民団体は、市民の先導的な役割を果たすとともに、団体間で連携を図り、自然環境保全の輪をさらに広げていきます。

【事業者】

- 屋上緑化や壁面緑化、緑のカーテンなど、敷地内の緑化を進めます。
- 里山保全活動や自然環境調査など、市が実施する施策に参加・協力します。

4. 資源循環

分野と分野別の基本目標

④資源循環
環境負荷の少ない、資源が循環したまちをめざす

12 つくる責任
つかう責任

同時達成

8 働きがい
と経済成長

9 産業と
地域経済の
循環と発展

14 海の豊かさ
を増やす

施策の分野

廃棄物の発生抑制

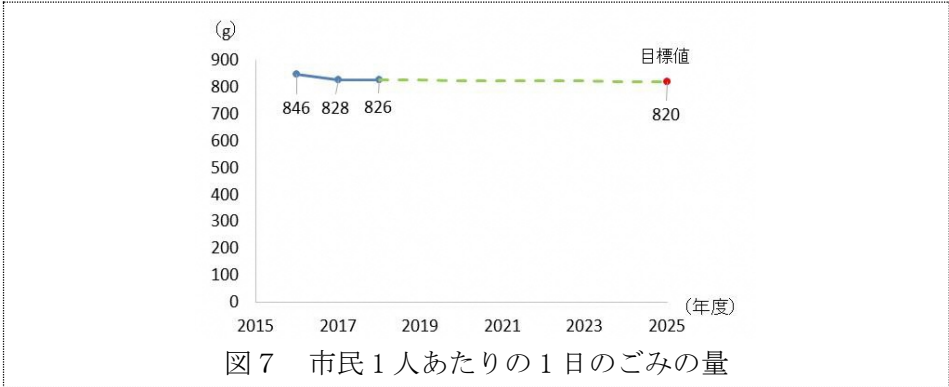
リサイクルや再利用の促進

廃棄物の適正処理の推進

大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを見直し、ごみの発生抑制や資源の有効利用の推進など、環境負荷の少ない、資源が循環したまちを目指します。

(1) 環境指標

指標	説明	基準年度実績 (2018 年度)	目標 (2030 年度)
【毎年度管理する指標】 市民 1 人あたりの 1 日のごみの量	市民 1 人あたりの 1 日のごみの量（枚方市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の目標）	826g	820g (2025 年度)



(2) 現状と課題

①前計画の取り組み状況

○「市民 1 人当たりの 1 日のごみの量」は、緩やかながら減少傾向となっています。

②社会状況の変化と課題

○使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が平成 25 年 4 月に施行され、平成 30 年 6 月に「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定されました。引き続き、環境負荷の低減による持続可能な循環型社会の実現に向けての取り組みが求められています。

③市民・事業者アンケート結果

【市民】
○地域で実施されている「資源回収活動」に多くの市民が参加していることがわかりました。また、環境保全活動に全く参加したことがない人のうち、多くの人が「資源回収活動」に、今後参加してみたいと考えていることがわかりました。
○多くの市民が日常的に、ごみはルールに従ってきちんと分別していることがわかりました。

【事業者】
○多くの事業者が、今後、「ごみの量の把握やごみ減量のための取り組み」を実施したいと考えていることがわかりました。

(3) 施策の方向性と具体的施策

施策の分野	施策の方向性	主な施策（令和元年度事業計画より抜粋）
廃棄物の発生抑制	○各主体との連携・協力により、食品ロスの削減に向けた「食べのこサンデー」運動をはじめとした4Rの普及促進を図ります。 ○講演会や見学会などを開催することにより、市民のごみに対する意識向上を図ります。	・4R啓発事業 ・ごみ減量講演会開催事業 ・ごみ減量フェア開催事業 ・環境ポスターコンテスト事業 ・穂谷川清掃工場見学等環境啓発事業 ・東部清掃工場見学等環境啓発事業 ・家庭系ごみ有料化の検討
リサイクルや再利用の促進	○生ごみの堆肥化など、資源の有効活用を推進します。 ○古紙の分別の徹底など、資源の再利用やリサイクルを推進します。	・生ごみ堆肥化事業 ・ごみ減量対策事業 ・ごみ資源化事業 ・リサイクル可能な紙類の分別収集 ・再生資源集団回収報償金制度運用事業 ・循環型社会形成推進事業 ・資源ごみ等持ち去り行為防止対策事業 ・古紙回収事業 ・廃棄文書のトイレットペーパー化事業 ・廃油リサイクル事業 ・図書リサイクル事業 ・剪定枝のチップ化事業
廃棄物の適正処理の推進	○可燃ごみ広域処理施設の整備を進めるなど、安全で安定的なごみの収集・処理体制を構築します。 ○事業系ごみについて、一般廃棄物収集運搬許可業者と連携を図り、排出事業者への啓発・指導を行うなど、分別排出の徹底を進めます。 ○大規模地震や異常気象などにより発生する災害廃棄物の処理体制を確立します。	・新ごみ処理施設整備事業 ・穂谷川清掃工場運営管理事業 ・東部清掃工場運営管理事業 ・事業系ごみ減量指導事業 ・産業廃棄物適正処理推進事業

(4) 市民・市民団体、事業者の取り組み

【市民・市民団体】

- ごみは正しく分別するとともに、環境にやさしい製品やリサイクル製品を積極的に使用します。
- 食べ残しをなくすなど、食品ロスの削減に努めます。
- 環境関連の市民団体は、市民の先導的な役割を果たすとともに、団体間で連携を図り、ごみ減量やリサイクルの輪をさらに広げていきます。

【事業者】

- 廃棄物は自らの責任で正しく処理するとともに、できる限り、出さないように努力します。
- ごみ減量やリサイクルに関する市が実施する施策に参加・協力します。

分野と分野別の基本目標

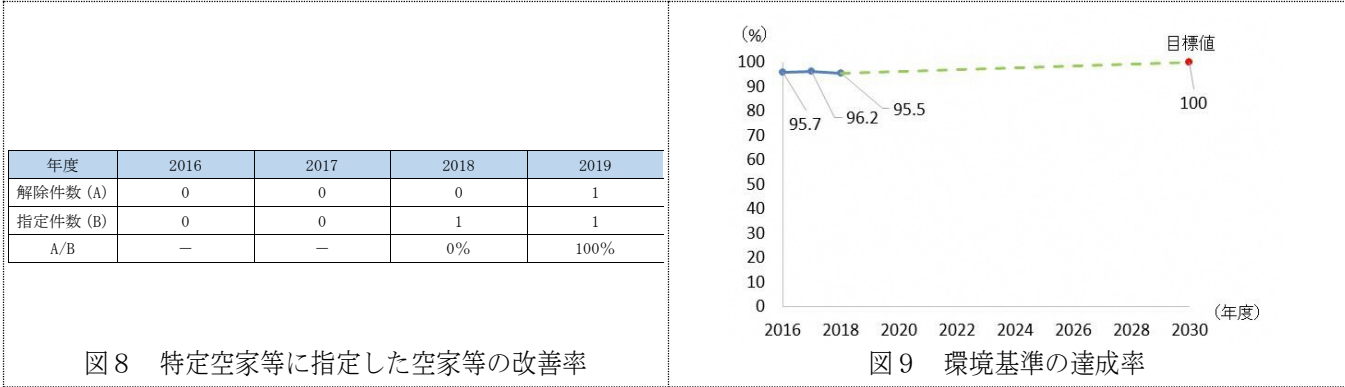
⑤都市環境・生活環境
健康と安全が守られ、快適な都市環境が確保されたまちをめざす
11 住み続けられるまちづくりを
同時達成
3 健康と福祉
6 安全な水・食料
14 海の豊かさ
良好な生活環境の確保
美しいまちなみの確保
人と環境にやさしいまちづくりの推進

施策の分野

澄んだ空気、清らかな水、静けさ、美しいまちなみなどが確保され、人と環境にやさしい都市基盤や交通体系などが整備された、健康と安全が守られ、快適な都市環境が確保されたまちを目指します。

(1) 環境指標

指標	説明	基準年度実績 (2018 年度)	目標 (2030 年度)
【毎年度管理する指標】 特定空家等に指定した空家等の改善率	周囲への危険性が高いと市が判断して「特定空家等」と認めた物件のうち、危険が取り除かれ指定の解除に至った数／「特定空家等」と認めた物件の数（第 5 次総合計画基本計画の施策指標）	0%	100%
【毎年度管理する指標】 環境基準の達成率	大気質、河川水質、騒音の環境基準達成率の平均	95.5%	100%



(2) 現状と課題

①前計画の取り組み状況

- 空き家数は、平成 25 年度時点では、大きな増加はみられませんが、管理不良な空き家・空き地に関する市に寄せられる相談件数は、年々、増加傾向となっています。また、不法屋外広告物の撤去数は近年、大幅に減少しています。
- 大気における環境基準の達成状況については、光化学オキシダント以外は達成しており、「浮遊粒子状物質の年間 2 %除外値」は全ての測定局で環境基準値を達成しているほか、「環境基準点での BOD75%値」は 3 河川全ての測定地点で環境基準値を達成しています。

②社会状況の変化と課題

- 平成 29 年 12 月に策定した「枚方市空家等対策計画」の 4 つの基本方針に基づき、空き家・空き地対策の推進が求められています。

③市民・事業者アンケート結果

【市民】

- 「自動車交通流対策の取り組み」、「環境美化の取り組み」などの都市環境に関して、市民の関心が高く、多くの人が地域の清掃活動に参加していることがわかりました。
- 枚方市の環境の10年後、30年後の望ましい姿としては、「自然環境の保全」と「都市環境の保全」のバランスを重視する意見が多くあった。これは、枚方市の将来を担っていく若年層においても、同様の傾向が見られました。

【事業者】

- 「自動車の交通流対策の取り組み」や「公害対策の推進」などの都市環境や生活環境に関して、事業者の関心が高いことがわかりました。
- 「事業所周辺の清掃活動」「地域の清掃活動や美化活動」などについて、日常的に取り組まれている事業者が多いことがわかりました。

(3) 施策の方向性と具体的施策

施策の分野	施策の方向性	主な施策（令和元年度事業計画より抜粋）
良好な生活環境の確保	○公害の発生防止に向けた取り組みなどにより、健康で安全に生活できる環境を確保します。 ○生活排水対策などにより、水環境の保全を図るとともに、下水の高度処理水を公共施設で活用するなど、水資源の有効活用を推進します。	・事業者への公害防止の指導 ・大気、水質等の環境監視 ・公害防止啓発事業 ・アイドリングストップ啓発事業 ・公用車における低公害車等の導入 ・公共下水道（汚水）整備事業 ・生活排水適正処理啓発事業 ・淀川衛生事業所運営管理事業 ・浄化槽法に基づく事務
美しいまちなみの確保	○空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理や利活用を促すことで、まちの安全・安心を確保するとともに、美しいまちなみを確保します。 ○各主体が連携し、空き缶やたばこなどのポイ捨て等の防止やまちの美化などを推進することにより、清潔で美しいまちづくりを推進します。 ○地域と連携し、歴史的なまちなみや地域特性を生かしたまちなみの形成に努めます。	・空き家・空き地対策推進事業 ・まち美化啓発事業 ・環境美化推進事業 ・歩きたばこ対策推進事業 ・アダプトプログラム事業 ・不法投棄防止対策事業 ・不法屋外広告物対策事業 ・良好なまちなみ形成事業
人と環境にやさしいまちづくりの推進	○建築協定や地区計画制度の推進、枚方市環境影響評価条例の適正な運用を図ること等により、環境に配慮した開発への誘導を推進します。 ○公共空間のバリアフリー化や各主体との連携により公共交通機関の利用促進を進めるとともに、道路ネットワークの整備など道路交通の円滑化を推進することで、人と環境にやさしい交通ネットワークの構築を推進します。 ○駐輪場や歩行空間の整備を行うなど、自転車・徒歩の利用を促進します。 ○各主体と連携し、プラスチックごみのポイ捨て防止の啓発活動や使い捨てプラスチックの削減に向けた取り組みを推進します。	・建築協定、まちづくり支援事業 ・地区計画制度の運用 ・環境影響評価制度の運用 ・枚方市道路長寿命化修繕計画事業 ・幹線道路整備事業 ・京阪本線連続立体交差事業 ・光善寺駅周辺市街地再開発事業 ・京阪電鉄樟葉駅前ロータリー渋滞解消整備計画策定・推進事業 ・公共交通利用促進啓発事業 ・公共交通環境整備事業 ・エコ通勤普及促進事業 ・新設共同住宅へのカーシェアリングの導入促進事業 ・保水性舗装及び透水性舗装道路整備の促進

(4) 市民・市民団体、事業者の取り組み

【市民・市民団体】

- 生活騒音の防止など、近隣に配慮した生活を心がけるとともに、地域のまち美化活動に積極的に参加します。
- 公共交通機関の利用を推進します。
- 環境関連の市民団体は、市民の先導的な役割を果たすとともに、団体間で連携を図り、まち美化などの輪をさらに広げていきます。

【事業者】

- 事業活動から生じる大気汚染、水質汚濁などの防止に努める。
- 地域の清掃活動やまち美化に関する市が実施する施策に参加・協力します。

6. 計画に位置付ける環境教育行動計画について

(1) 環境教育行動計画の基本的な考え方

○環境教育行動計画に基づく内容は、複数の基本目標や施策分野等にまたがることから、5つの基本目標とは別に、項目を設け、計画に記載する。

○環境教育行動計画の目標や施策の方向性、対象区域、計画期間、戦略の進行管理などは、原則として、第3次枚方市環境基本計画と共通とする。

(2) 環境教育行動計画の盛り込む事項

項 目		環境教育行動計画部分の内容						
背景、目的、位置づけなど	①背景、目的及び課題	環境教育の定義、必要性、これまでの枚方市の取り組み、課題を示す。						
	②位置づけ	第 3 次枚方市環境基本計画に、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 8 条に基づく「環境教育行動計画」として位置づける。						
環境教育行動計画の基本的事項	①対象区域	市域全体 ※第 3 次環境基本計画の対象範囲						
	②計画期間	2021 年度から 2030 年度までの 10 年間（概ね 5 年後に中間見直し） ※第 3 次環境基本計画の計画期間						
	③計画の目標	・ 第 3 次環境基本計画の基本目標①「環境学習・パートナーシップ」の環境指標とする。 <table><tr><th>指標</th><th>説明</th></tr><tr><td>【毎年度管理する指標】 環境保全活動に取り組んでいる市民団体・事業者等の数</td><td>環境保全活動に取り組んでいる NPO 法人・市民団体数、地球温暖化対策協議会の会員企業数、アダプトプログラム・道路アダプト参加団体数、不法屋外広告物追放推進団体への参加団体数の合計数</td></tr><tr><td>【毎年度管理する指標】 環境教育・学習の場に参加した人数（累計）</td><td>環境出前講座、環境ネットワーク会議関係（自然エネルギー学校、くらわんか塾、スターター講座、ミニ講座）、ごみ減量講演会、自然観察会（水辺の楽校、セミ調査、葉っぱの観察と工作、昆虫教室、ナチュラルアート、講演会）、枚方クリーンリバーの参加人数の累計 ※地球環境、資源循環、自然環境、都市環境・生活環境に関する環境教育・学習の場に参加した人数の合計（累計）を指標とする。</td></tr></table>	指標	説明	【毎年度管理する指標】 環境保全活動に取り組んでいる市民団体・事業者等の数	環境保全活動に取り組んでいる NPO 法人・市民団体数、地球温暖化対策協議会の会員企業数、アダプトプログラム・道路アダプト参加団体数、不法屋外広告物追放推進団体への参加団体数の合計数	【毎年度管理する指標】 環境教育・学習の場に参加した人数（累計）	環境出前講座、環境ネットワーク会議関係（自然エネルギー学校、くらわんか塾、スターター講座、ミニ講座）、ごみ減量講演会、自然観察会（水辺の楽校、セミ調査、葉っぱの観察と工作、昆虫教室、ナチュラルアート、講演会）、枚方クリーンリバーの参加人数の累計 ※地球環境、資源循環、自然環境、都市環境・生活環境に関する環境教育・学習の場に参加した人数の合計（累計）を指標とする。
	指標	説明						
	【毎年度管理する指標】 環境保全活動に取り組んでいる市民団体・事業者等の数	環境保全活動に取り組んでいる NPO 法人・市民団体数、地球温暖化対策協議会の会員企業数、アダプトプログラム・道路アダプト参加団体数、不法屋外広告物追放推進団体への参加団体数の合計数						
【毎年度管理する指標】 環境教育・学習の場に参加した人数（累計）	環境出前講座、環境ネットワーク会議関係（自然エネルギー学校、くらわんか塾、スターター講座、ミニ講座）、ごみ減量講演会、自然観察会（水辺の楽校、セミ調査、葉っぱの観察と工作、昆虫教室、ナチュラルアート、講演会）、枚方クリーンリバーの参加人数の累計 ※地球環境、資源循環、自然環境、都市環境・生活環境に関する環境教育・学習の場に参加した人数の合計（累計）を指標とする。							
④基本的な方向性	・ すべての主体が環境について自ら考え行動するとともに、相互に連携して行動することをめざす。 ・ それぞれのライフステージに応じた環境教育・環境学習を実施する。 ・ 環境教育を通じて、経済・社会・環境とのつながりや、現在と未来のつながりを理解する。							
推進体制と進行管理	第 3 次環境基本計画全体の「推進体制と進行管理」の中で実施 ※具体的な事業は、毎年度策定する環境基本計画の事業計画の中で示す。事業計画は、計画期間を 3 年間（令和元年度～令和 3 年度）とし、毎年度、計画を見直すこととする。							

（３）環境教育行動計画に位置付ける具体的な施策

基本目標	施策の分野	環境基本計画の該当項目
ライフステージに応じた 環境教育・環境学習の場や機会 の提供	①幼児期における環境教育・環境学習	①環境学習・パートナーシップ 「ライフステージに応じた 環境教育・環境学習の推進」
	②学校における環境教育・環境学習	
	③地域や家庭における環境教育・環境学習	
市民・市民団体・事業者の 環境保全活動の促進	①環境保全活動の場や機会の提供	①環境学習・パートナーシップ 「市民・市民団体・事業者の 環境保全活動の促進」 ②地球環境 「省エネルギー・省CO ₂ 活動の促進」 「気候変動の影響に対する適応策の推進」 ③自然環境 「生態系の保全」 「緑の保全と創出」 「自然とのふれあいの場の確保」 ④資源循環 「廃棄物の発生抑制」 ⑤都市環境・生活環境 「美しいまちなみの確保」 「人と環境にやさしいまちづくりの推進」
	②環境保全活動に取り組む市民・市民 団体・事業者への支援	
環境教育を担う人材の育成と教材・プログラムの整備		①環境学習・パートナーシップ 「ライフステージに応じた 環境教育・環境学習の推進」
環境コミュニケーションの推進		①環境学習・パートナーシップ 「環境コミュニケーション の推進」

<参考：環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（抜粋）>

（都道府県及び市町村の行動計画）

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 行動計画には、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項
二 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項

三 その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項

3 都道府県及び市町村は、行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 都道府県及び市町村は、行動計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 行動計画を作成した都道府県及び市町村は、毎年一回、行動計画に基づく施策の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

6 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。

7. 計画に位置付ける生物多様性地域戦略について

(1) 地域戦略の基本的な考え方

- 生物多様性地域戦略に基づく内容は、複数の基本目標や施策分野等にまたがることから、5つの基本目標とは別に、項目を設け、計画に記載する。
- 戦略の目標や施策の方向性、対象区域、計画期間、戦略の進行管理などは、原則として、第3次枚方市環境基本計画と共通とする。
- 地域戦略に盛り込む事項については、国が示す「生物多様性地域戦略策定の手引き」に基づくものとする。
- 現行の生物多様性国家戦略は2020年までの戦略で、2020年10月の生物多様性条約COP15で採択予定のポスト2020生物多様性枠組みを踏まえた上で、2021年に次期国家戦略が策定される予定であり、方針等に大きな変更があった場合、第3次枚方市環境基本計画の中間見直しと合わせて、整合を図ることとする。

(2) 生物多様性地域戦略の盛り込む事項

項目（「環境省手引き」より）		地域戦略部分の内容					
背景、目的、位置づけなど	①背景、目的など	・戦略策定の背景、位置づけ、国家戦略との関係を示す。 ・生物多様性に関する国内外の動きを示す。 ・生物多様性の重要性（生物多様性の保全と持続可能な利用の意義等）、地域戦略の必要性を示す。					
	②計画の位置づけ	・第3次枚方市環境基本計画に、生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」として位置づける。					
現状と課題		・自然環境調査の結果等から、緑地や生き物の状況、課題などを示す。 ・本市の生物多様性の現状や人とのかかわり、取り組み状況を明示し、本市の特徴を示す。 ・市民アンケート結果から生物多様性の認知度について明記する。					
地域戦略の基本的事項	①対象区域	市域全体 ※第3次環境基本計画の対象範囲					
	②計画期間	2021年度から2030年度までの10年間（概ね5年後に中間見直し） ※第3次環境基本計画の計画期間					
	③戦略の目標	・第3次環境基本計画の基本目標③「自然環境」の環境指標とする。					
		<table><tr><th>指 標</th><th>説 明</th></tr><tr><td>【4年ごとに管理する指標】 市全域における緑被面積の割合</td><td>市全域における緑被面積の割合 （緑の基本計画の指標）</td></tr><tr><td>【10年ごとに管理する指標】 自然環境調査で確認された種数</td><td>枚方市自然環境調査の全域調査 における種数</td></tr></table>	指 標	説 明	【4年ごとに管理する指標】 市全域における緑被面積の割合	市全域における緑被面積の割合 （緑の基本計画の指標）	【10年ごとに管理する指標】 自然環境調査で確認された種数
指 標	説 明						
【4年ごとに管理する指標】 市全域における緑被面積の割合	市全域における緑被面積の割合 （緑の基本計画の指標）						
【10年ごとに管理する指標】 自然環境調査で確認された種数	枚方市自然環境調査の全域調査 における種数						
推進体制と進行管理		第3次環境基本計画全体の「推進体制と進行管理」の中で実施 ※具体的な事業は、毎年度策定する環境基本計画の事業計画の中で示す。事業計画は、計画期間を3年間（令和元年度～令和3年度）とし、毎年度、計画を見直すこととする。					

（３）生物多様性地域戦略に位置付ける具体的な施策

基本目標	施策の分野	環境基本計画の 該当項目	国家戦略の５つの 基本戦略の該当項目
自然環境や生物に関する状況の把握 <u>＜基本的な考え方＞</u> ・定期的に自然環境や生物に関する調査を実施し、市域の状況を把握する。	①「枚方ふるさといきもの調査」の実施	③自然環境 「生態系の保全」 「自然とのふれあいの場の確保」	< 5 > 科学的基盤を強化し、政策に結び付ける
生物多様性の保全 <u>＜基本的な考え方＞</u> ・生物多様性を市民一人ひとりが身近な問題として関心を持ち、理解するとともに行動につなげる場や機会を創出する。 ・特定外来生物など生態系への脅威となっている要因の軽減を図る。	①生物多様性保全の重要性についての普及・啓発 ②生物多様性保全のための学習・参加の場の提供 ③危険な特定外来種の防除 ④開発時の自然環境への配慮	⑤都市環境・生活環境 「人と環境にやさしいまちづくりの推進」	< 1 > 生物多様性を社会に浸透させる < 2 > 地域における人と自然との関係を見直し・再構築する < 4 > 地球規模の視野を持って行動する
東部地域の里山や淀川の自然の保全と活用 <u>＜基本的な考え方＞</u> ・東部地域や淀川などに残された自然を将来へ継続する。	①東部地域の里山の保全・活用（里山保全活動団体の育成・支援や里山の利活用の促進を含む） ②淀川の自然の保全と活用 ③農地の保全と活用	③自然環境 「生態系の保全」	< 2 > 地域における人と自然との関係を見直し・再構築する
まちなかのみどりの保全と創出（エコロジカルネットワークの形成） <u>＜基本的な考え方＞</u> ・東部地域と淀川をつなぐ、まちなかの緑を活用したエコロジカルネットワークを形成し、生物の生育・生息環境の確保を図る。	①都市空間の緑化促進 ②公共空間のみどりの保全・再生・創出 ③緑のプラットフォーム事業の推進 ④身近なみどりの育成	③自然環境 「緑の保全と創造」	< 3 > 森・里・川・海のつながりを確保する

＜参考：生物多様性基本法（抜粋）＞

（生物多様性地域戦略の策定等）

第十三条 都道府県及び市町村は、生物多様性国家戦略を基本として、単独で又は共同して、当該都道府県又は市町村の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画（以下「生物多様性地域戦略」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 生物多様性地域戦略は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 生物多様性地域戦略の対象とする区域
- 二 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標
- 三 当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 四 前三号に掲げるもののほか、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

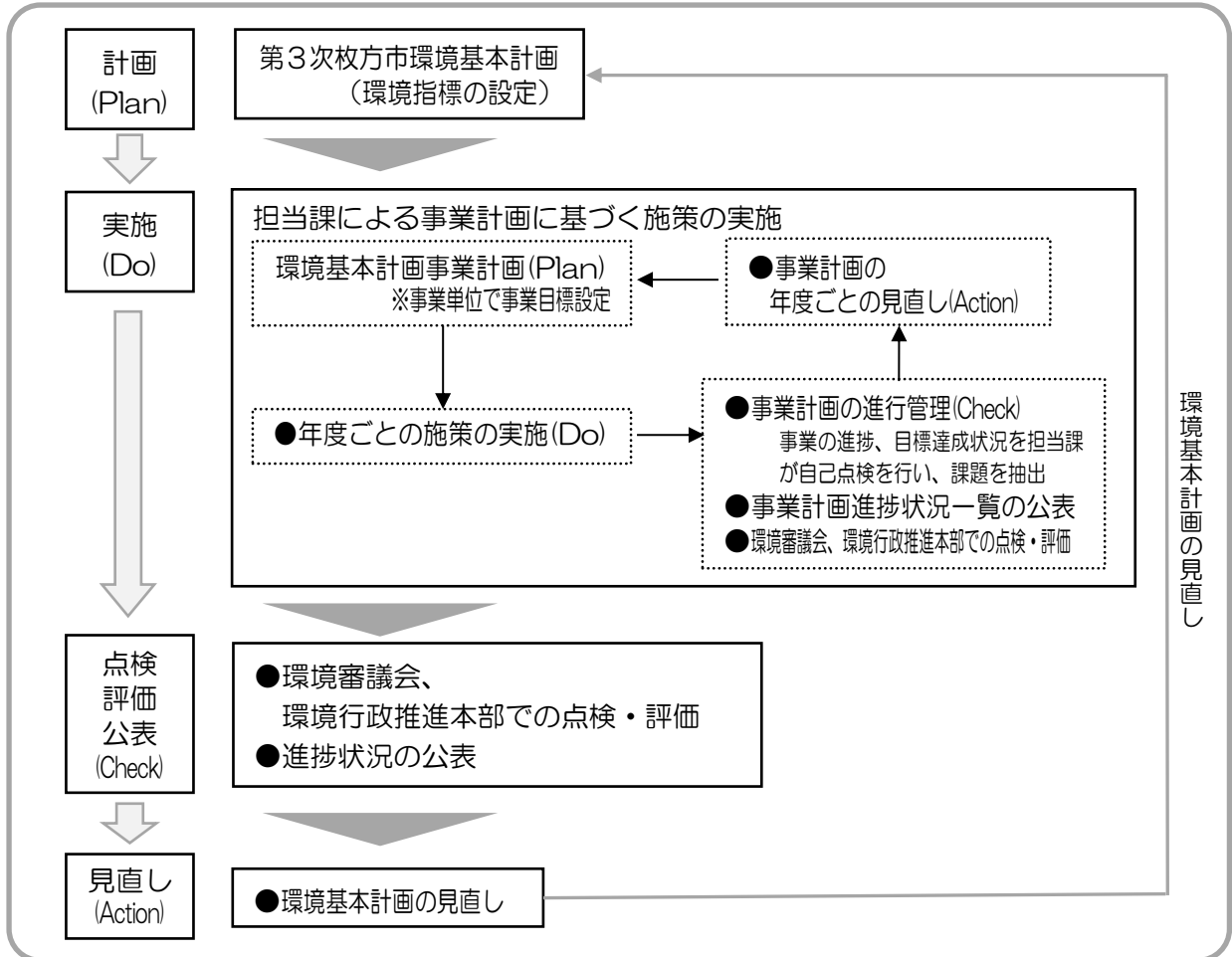
3 都道府県及び市町村は、生物多様性地域戦略を策定したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、環境大臣に当該生物多様性地域戦略の写しを送付しなければならない。

4 前項の規定は、生物多様性地域戦略の変更について準用する。

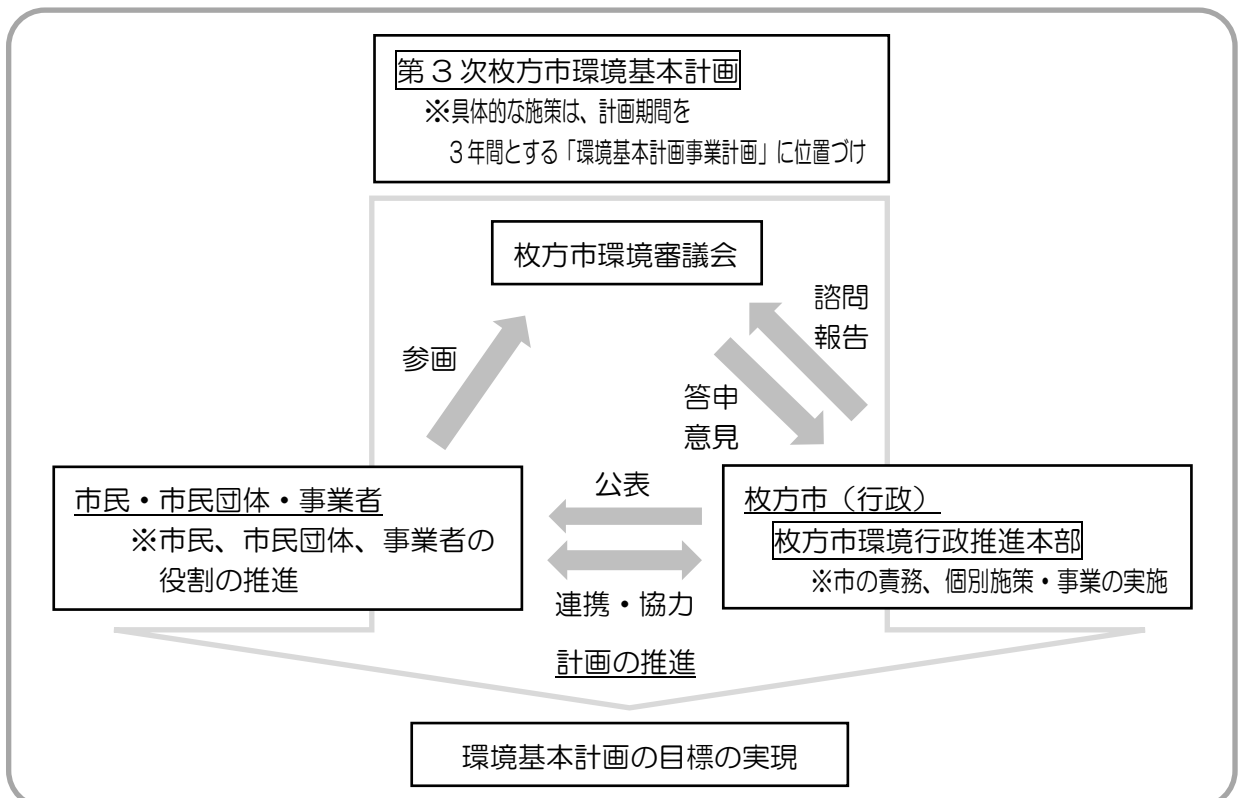
V. 計画の推進と進行管理について

環境基本計画全体は、基本目標ごとに設定する環境指標により、進行管理を行う。また、事業計画に位置づけた各事業については、事業単位で事業目標を設定し、事業の進行管理を行う。

なお、毎年度、事業ごとに設定する「事業目標」の進行管理を行うことで、事業の達成度を点検するとともに、基本目標の達成状況を「環境指標」の進捗状況で確認し、計画全体の進行管理を行う。



<計画の推進体制のイメージ>



1. これまでの審議経過について

部会	案件	主な部会意見
平成 30 年度第 1 回部会 (平成 31 年 3 月 11 日開催)	・ 部会長・副部会長の選出について ・ 第 3 次枚方市環境基本計画の策定の方向性について	・ アンケートでは SDGs の観点を含めるべき。 ・ アンケートは様々な年齢層の方が回答するので、年齢層別による分析が必要。特にこれからを担っていく若年層の意見は重要。 ・ ワークショップは、これからの時代を担っていく若年層を対象に実施すべきではないか。
令和元年度第 1 回部会 (令和元年 7 月 2 日開催)	・ 第 2 次枚方市環境基本計画策定以降の社会状況等の変化について ・ 市民・事業者アンケートの実施について ・ 市民ワークショップの実施について	・ アンケートでは、若年層の意見を多く抽出できるよう、工夫が必要である。 ・ 生活環境などに関して、具体的な意見を書けるよう、自由記載欄を設定すべき。 ・ アンケートを通して、環境保全活動への参加を促すことができれば良い。 ・ アンケートでは 10、20、30 年後の枚方市の姿など、将来の理想のまち（環境の姿）のイメージを聞く必要がある。 ・ 市内高校生に対してのワークショップでは、将来の状況の説明として、現在、把握できている事項（市駅の再整備、北陸新幹線の路線など）に関する情報を提供すれば、イメージしやすいのではないか。 ※その他、社会状況等の変化について、グラフの記載方法、表記等に関する意見あり。 また、アンケートの質問項目について、迷わず、答えやすくするための工夫に関する意見が多数あり。
令和元年度第 2 回部会 (令和元年 10 月 10 日開催)	・ 市民・事業者アンケート集計結果について ・ 市民ワークショップの報告について ・ 計画の方向性について	・ 市民アンケートの回答者は、高齢の方の割合がかなり高い。あらゆる世代の考えを把握するためには、実際の枚方市の年齢構成に合わせて補正すべき。 ・ 基本目標の順番は重要度の高いものから順番にしていくか、関連のあるものを隣り合わせにするかなど検討を進めていく必要がある。

部会	案件	主な部会意見
令和元年度第3回部会 (令和元年12月2日開催)	・市民・事業者アンケートの取りまとめについて ・第3次環境基本計画のテーマと「基本目標」「施策体系」(案)について ・第3次環境基本計画の「基本目標とSDGsとの関係」「環境指標」(案)について ・部会検討内容の中間報告(案)について	・計画のテーマでは、「地域から地球環境全体」につながる視点を盛り込むべき。 ・基本目標③の施策分野には、有害鳥獣対策の視点を盛り込むべき。 ・基本目標⑤の施策分野の吹き出しで「開発誘導」とあるが、誤解を与えるため、「開発時の環境誘導」などと表現を修正すべき。 ・基本目標⑤の施策分野では、「人」にもやさしいといった視点を盛り込むべき。 ・計画の基本目標とSDGsのゴールとの関係では、幅広く関連性があるものすべてを示しているが、関連性が深い項目に絞るべき。 ・部会中間報告案でのSDGsに関する記載では、基本目標との関係に関する記載の後に説明部分を参考資料として記載してはどうか。 ・部会中間報告案では、「部会での審議経過」や「計画の構成案」を先に示したほうがわかりやすいと感じる。 ・環境指標について、目標設定は実現可能な適切なものとすべき。 ・環境指標の設定にあたっては、その根拠となる具体的な施策を踏まえ、検討すべき。
令和元年度第2回全体会 (令和2年1月7日開催)	・環境基本計画策定部会の審議経過の中間報告について ・今後のスケジュールについて ・その他	・基本目標①「環境学習・パートナーシップ」の施策分野における「環境情報の提供」は、双方向的な意味を持たせるために「環境コミュニケーション」の推進にすべき。 ・基本目標③「自然環境」について、「農」と「まちなか緑化」は人が創っていくものとして「緑の保全と創出」に、「里山保全」と「有害鳥獣対策」を里山や有害鳥獣の生態系を保全するものとして「生態系の保全」に区分にすべき。 ・基本目標⑤「都市環境・生活環境」の施策分野として挙げられている「人と環境にやさしいまちづくりの推進」について、行政的な施策を記載されている印象があるため、住民主体でのコミュニティづくりや環境づくりを結びつけるような項目を加えるべき。 ・基本目標⑤「都市環境・生活環境」に「健康と安全が守られ、快適な都市環境が確保されたまちをめざす」をあるが、施策分野として健康に対する評価項目がないと感じる。ソーシャルキャピタルの視点を取り入れ、地域の中で健康が守られていることにつながるようなソフト面の項目を加えるべき。 ・SDGsのテーマについて、基本目標②「地球環境」であれば、「13 気候変動に具体的な対策を」のみ頭出しし、現在併記している「7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに」を同時達成へ移動、基本目標③「自然環境」は「15 陸の豊かさ」を頭出しし、「14 海の豊かさを守ろう」を移動、基本目標④「資源循環」は「12 つくる責任 つかう責任」を頭出しし、「9 産業と技術革新の基礎をつくらう」を移動、基本目標⑤「都市環境・生活環境」は「11 住み続けられるまちづくりを」を頭出しし、「6 安全な水とトイレを世界中に」を移動し、テーマを一つに絞り明確にすべき。

(1) 【人づくり】環境教育

- ・環境教育等促進法が制定され、平成24年10月に全面施行された。
- ・2014年（平成26年）の「ESDに関するユネスコ世界会議」が岡山市と名古屋市で開催され、2014年以降の方策について議論された。
- ・平成30年6月に、環境教育等促進法の基本方針が変更され、新たに「体験の機会の場」の積極的な活用を図ることなどが盛り込まれた。

→ 環境教育の推進に向けて、ESDや変更された環境教育等促進法の基本方針の考え方との整合を図ることが求められている。

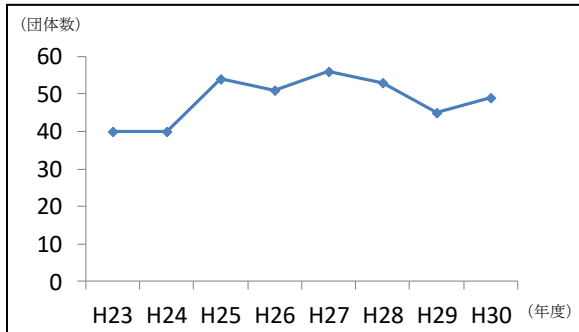


図10 「環境保全活動に取り組んでいる市民団体数の推移」

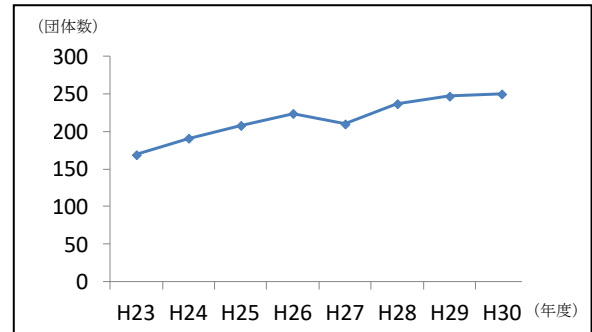


図11 「アダプト参加団体数の推移」

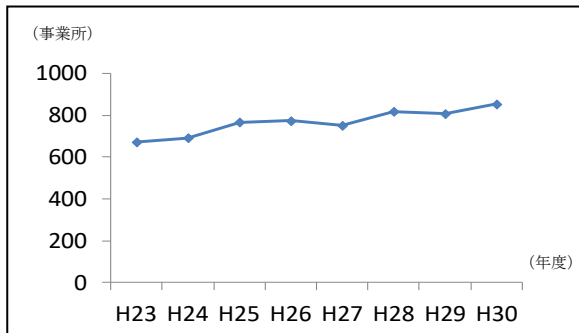


図12 「枚方市地球温暖化対策協議会の事業として活動した企業数」

「環境保全に取り組んでいる市民団体数」は近年、減少傾向となっているが、「アダプト参加団体数」や「地球温暖化対策に取り組む企業数」は増加傾向となっている。

(2)【地球環境】地球環境保全・地球温暖化対策

- ・東日本大震災に起因する原子力発電所の停止に伴う電力需給のひっ迫等から、多様なエネルギー供給の確保、エネルギーの自立・分散化が求められている。
- ・固定価格買取制度とともに、電力・ガスの小売自由化が開始された。
- ・2015（平成 27）年に、気候の変化と影響に備える対策として「気候変動の影響への適応計画」が策定された。
- ・2015（平成 27）年にパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、京都議定書に代わる 2020 年以降の新たな国際枠組みとして「パリ協定」が採択された。
- ・2016（平成 28）年にパリ協定の枠組みにおける我が国の削減目標（2013 年度比 26.0%減）を実現するための具体的な方策として、「地球温暖化対策計画」が策定された。
- ・平成 30 年 4 月に、SDGs、パリ協定採択後に、はじめて策定される環境基本計画で、分野横断的な 6 つの「重点戦略」を設定した第 5 次環境基本計画が閣議決定された。

→ 持続可能な開発目標（SDGs）の考え方や国の第 5 次環境基本計画との整合を図るとともに、平成 29 年 9 月に改定した「枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」に基づき、地球温暖化対策の充実が求められている。

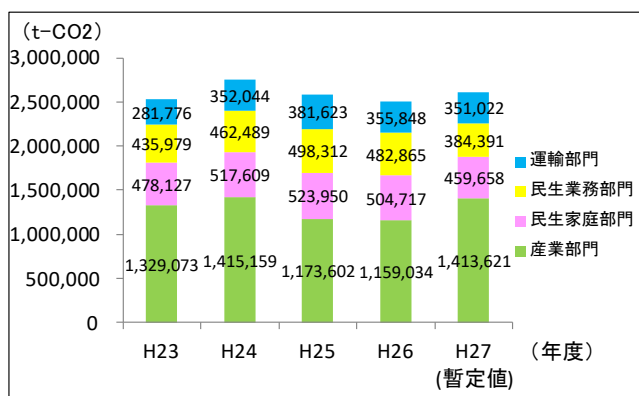


図 13 「温室効果ガス排出量の推移」
※温室効果ガス排出係数は各年度で変動

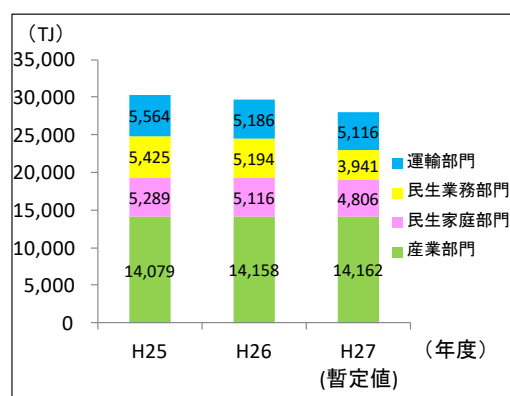


図 14 「部門別エネルギー消費量の推移」

温室効果ガス排出量については、東日本大震災以降、大幅に増加し、その後、ほぼ横ばいとなっているが、これは、東日本大震災後、温室効果ガス排出量全体の約 4 割を占める電気の排出係数が大幅に増加したためである。なお、エネルギー消費量の推移を見ると年々、減少傾向にあり、省エネルギーの取り組みが一定進んでいると考えられる。

(3) 【自然環境】生物多様性

- ・平成 20 年に「生物多様性基本法」が施行され、平成 24 年には「生物多様性国家戦略（2012－2020）」が策定された。

→ 生物多様性国家戦略の5つの基本戦略に基づき、生物多様性の保全等に関する取り組みが求められている。

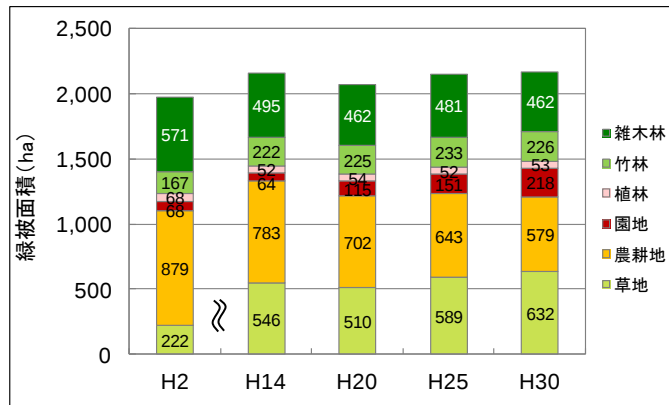


図 15 「緑被面積の推移」

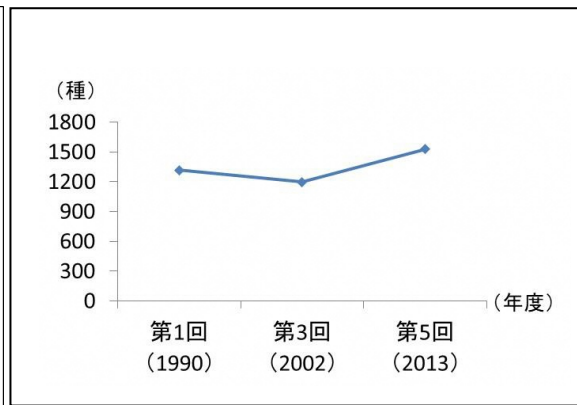


図 16 「自然環境調査で確認された種数」

緑被面積については、農耕地が減少傾向にある。市が実施した自然環境調査（市域全域調査）における植物や哺乳類、昆虫類、鳥類などの確認された種類については、大きな変化は見られない状況となっている。

(4) 【資源循環】資源循環型社会の実現

- ・平成 30 年 6 月に「第 4 次循環型社会形成推進基本計画」が閣議決定された。
- ・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律が平成 25 年 4 月に施行された。

→引き続き、環境負荷の低減による持続可能な循環型社会の実現に向けての取り組みが求められている。

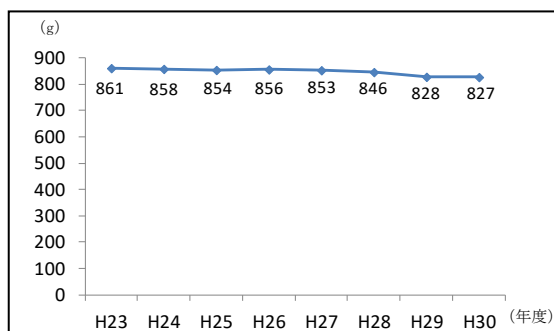


図 17 「市民 1 人あたりの 1 日のごみの量（g）」

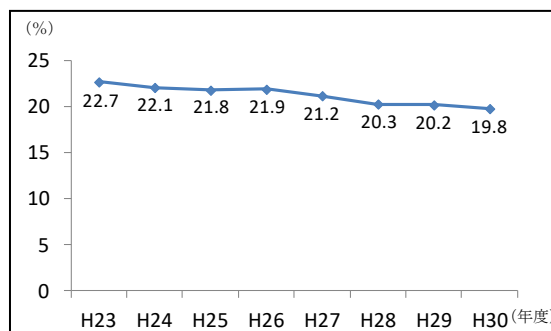


図 18 「ごみの再資源化率（％）」

「市民 1 人あたりの 1 日のごみの量」は、緩やかながら減少傾向となっている。

(5)【都市環境・生活環境】まち美化・公害対策

・空き家の増加が、治安の悪化や倒壊の危険などによる安全性の低下、草木の繁茂による周辺的生活環境への悪影響をもたらしていることから、平成 27 年 5 月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が全面施行された。

→ 平成 29 年 12 月に策定した「枚方市空家等対策計画」の 4 つの基本方針に基づき、空き家・空き地対策の推進が求められている。

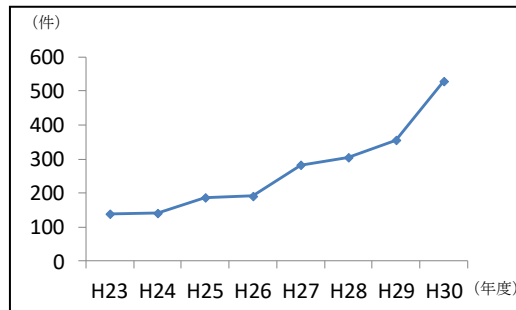
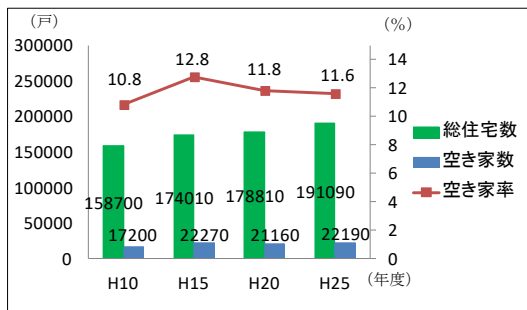
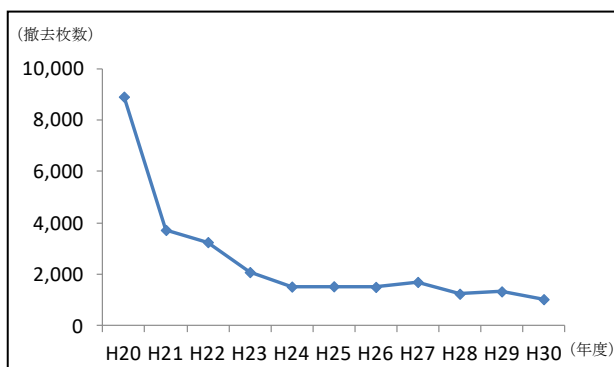


図 19「枚方市の住宅総数、空き家数及び空き家率の推移」 図 20「管理不良な空き家・空き地に関する相談件数の推移」



空き家数は、平成 25 年度時点では、大きな増加はみられませんが、管理不良な空き家・空き地に関する市に寄せられる相談件数は、年々、増加傾向となっている。

また、不法屋外広告物の撤去数は近年、大幅に減少している。

図 21「不法屋外広告物撤去数の経年変化」

(mg/m^3)

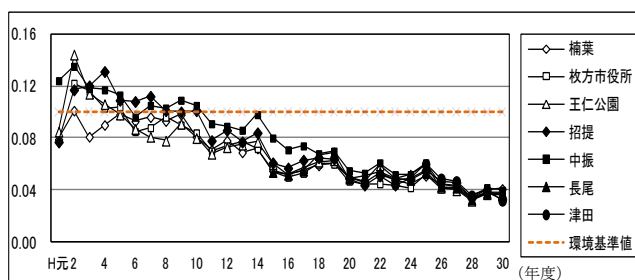


図 22「浮遊粒子状物質の年間 2%除外値の推移」

(mg/L)

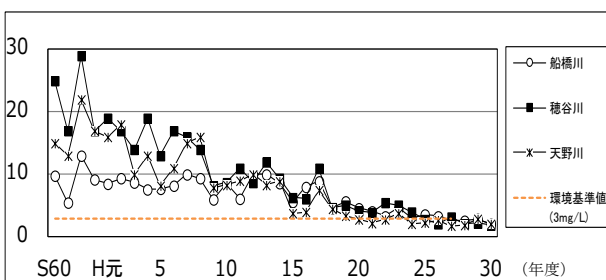


図 23「環境基準点での BOD75%値の推移」

大気における環境基準の達成状況については、光化学オキシダント以外は達成しており、「浮遊粒子状物質の年間 2%除外値」は全ての測定局で環境基準値を達成しているほか、「環境基準点での BOD75%値」は 3 河川全ての測定地点で環境基準値を達成している。

3. 枚方市の地域特性

(1) 人口と世帯数

本市の人口は2019（平成31）年現在において402,579人、世帯数は180,043世帯です。人口は2012（平成24）年度の409,964人をピークとして、緩やかな減少傾向に転じている。一方、世帯数は増加を続けており、2019（平成31）年は、180,043世帯となっている。また、1世帯あたりの人員数は、1990（平成2）年に3.03人だったものが、2015（平成27）年には2.41人と減少している。

また、年齢3区分別人口の推移を見ると年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少が続いており、これに伴い老年人口（65歳以上）が増加する少子高齢化が進行している。

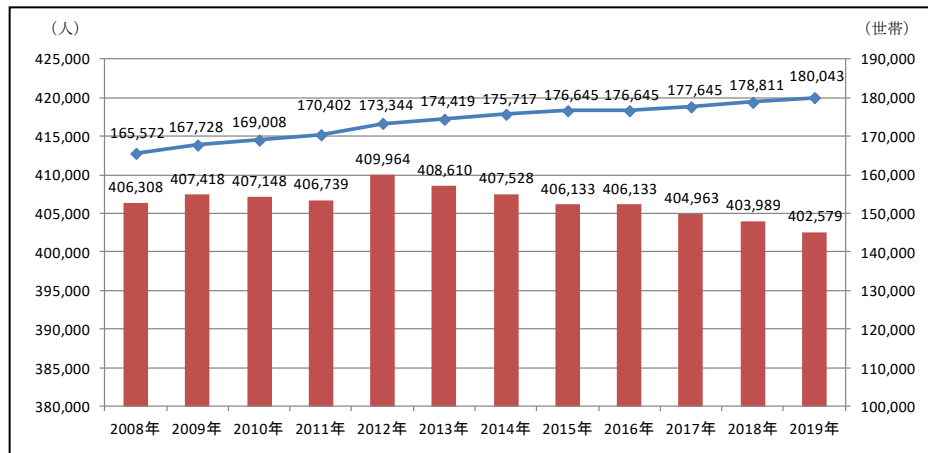


図24 人口の推移 出典：枚方市統計書のデータを基に作成

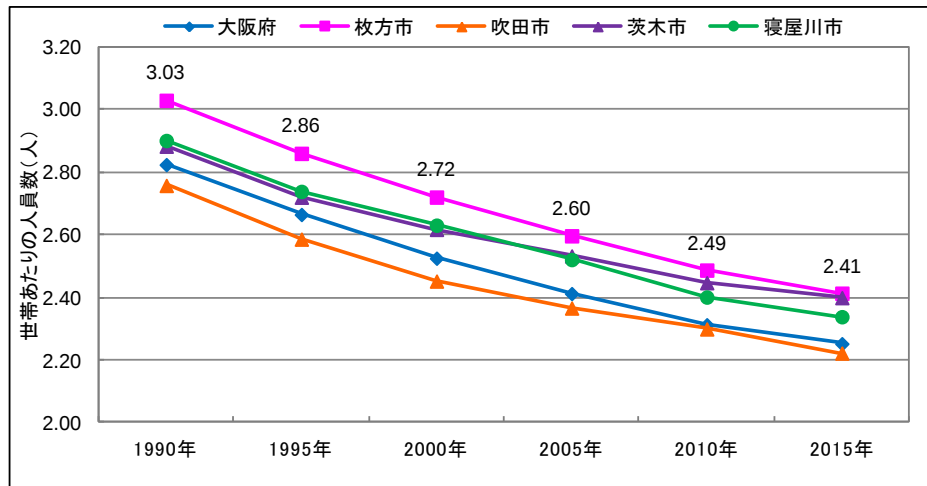


図25 世帯あたりの人員数の推移 出典：国勢調査、枚方市統計書のデータを基に作成

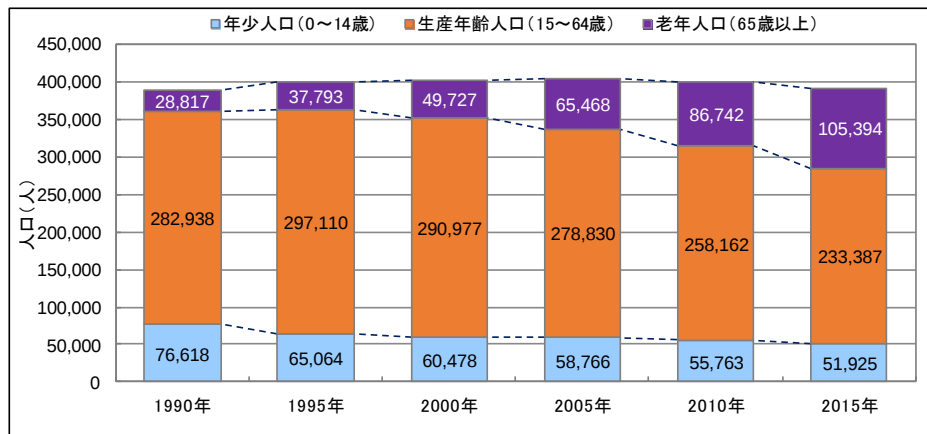


図26 年齢3区分別人口の推移 出典：枚方市統計書のデータを基に作成

(2) 土地利用動向

2015（平成 27）年の住宅地を含む市街地等は 44.1%を占めており、2000（平成 12）年から 15 年間で 3.0%増加している。一方、田畑・山林等については、2.7%減少している。また、土地利用のうち、田畑に相当する経営耕地面積の推移をみると、2015（平成 27）年の耕地面積は 1990（平成 2）年と比較して約 37%減少し、農家数も 567 戸減少している。

市域の市街地等は、市域の西側に多く分布している。商業業務の土地利用は駅周辺を中心に分布し、工業地の土地利用は幹線道路等に隣接して分布している。

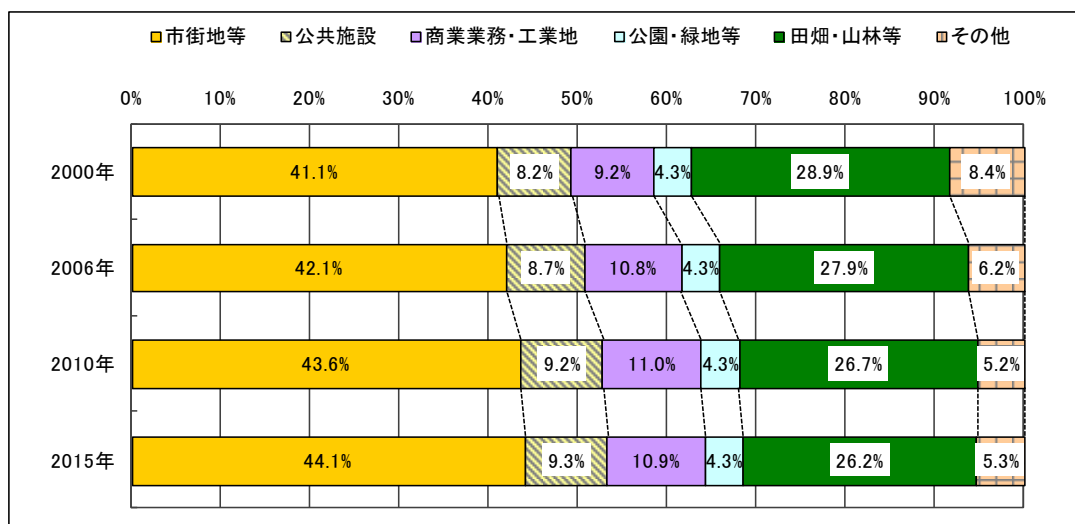


図 27 土地利用の推移

出典：都市計画基礎調査のデータを基に作成

(3) 年平均気温の推移

市内の年平均気温は上昇傾向となっている。

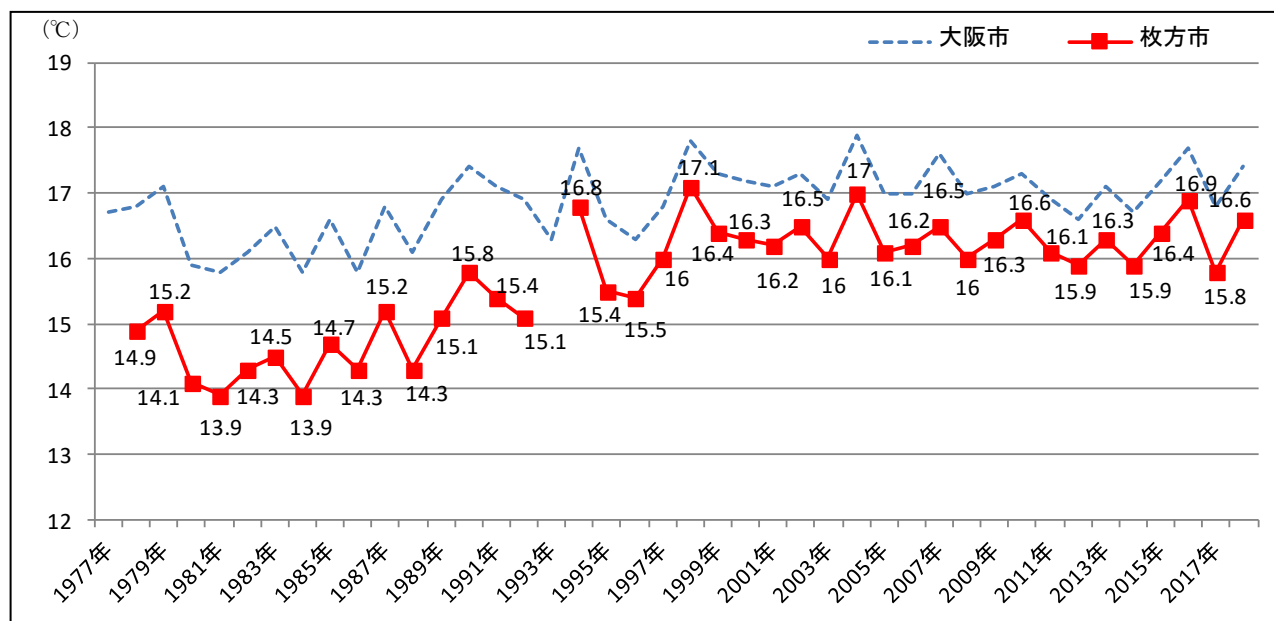


図 28 年平均気温の推移

出典：気象庁の気象データを基に作成

※1977 年は欠測期間が存在するため、プロットを省いている。また、1993 年は調査地点移行に伴い、欠測期間が存在するため、プロットを省いている。

4. 持続可能な開発目標（SDGs）について

2001 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで 2016 年から 2030 年までの国際目標として、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成される持続可能な開発目標（SDGs）が採択された。

また、持続可能な開発のキーワードとして、人間（People）、地球（Planet）、繁栄（Prosperity）、平和（Peace）、連携（Partnership）の 5 つの P を掲げている。



出典：国際連合広報センター

SDGs の理念である「誰一人取り残さない」社会の実現を目指すためには、市民・市民団体・事業者・行政が連携・協力し、SDGs の趣旨を十分に理解したうえで、持続可能なまちづくりを進めていく必要がある。

このため、第 3 次枚方市環境基本計画の策定にあたっては、SDGs の考え方を計画に反映し、経済・社会・環境をめぐる様々な課題に対して、統合的に取り組むことが求められている。

5. 市民・事業者アンケート及び市内高校生ワークショップ結果について

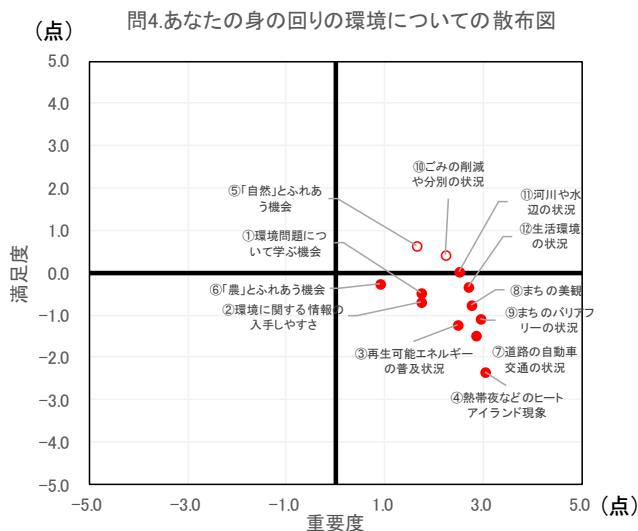
①市民アンケート結果

<基本目標の優先順位について>

市民アンケートの問4、問5の結果からは、環境の現状や市の環境施策に関して、「地球環境」や「都市環境」に関する事項で重要度と満足度の差が大きく、この分野について、第3次環境基本計画では、重点的に取り組む必要があると考えられる。

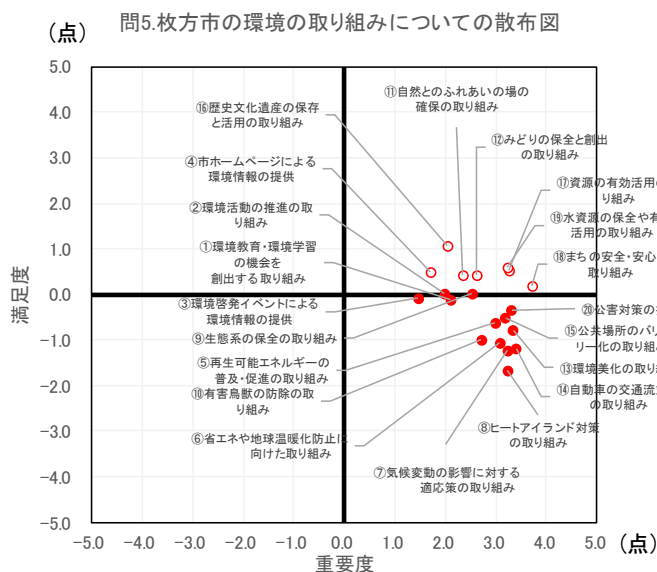
<基本施策や施策の方向性に盛り込むべき事項について>

市民アンケートの問4、問5の結果からは、「ヒートアイランド対策の取り組み」や「自動車の交通流対策の取り組み」「気候変動の影響に対する適応策の取り組み」「省エネや地球温暖化防止に向けた取り組み」「環境美化の取り組み」が比較的、重要度と満足度の差が大きく、「地球環境」に関する項目とともに日常生活に直結した分野への関心度が高いことがわかった。このため、「地球環境」の分野とともに、都市としての交通利便性やまちの美観などについて、第3次環境基本計画では、重点的に取り組む必要があると考えられる。



(基本目標単位での結果)

- 1位：地球環境 2位：都市環境
3位：生活環境 4位：人づくり・情報
5位：自然環境



(基本目標単位での結果)

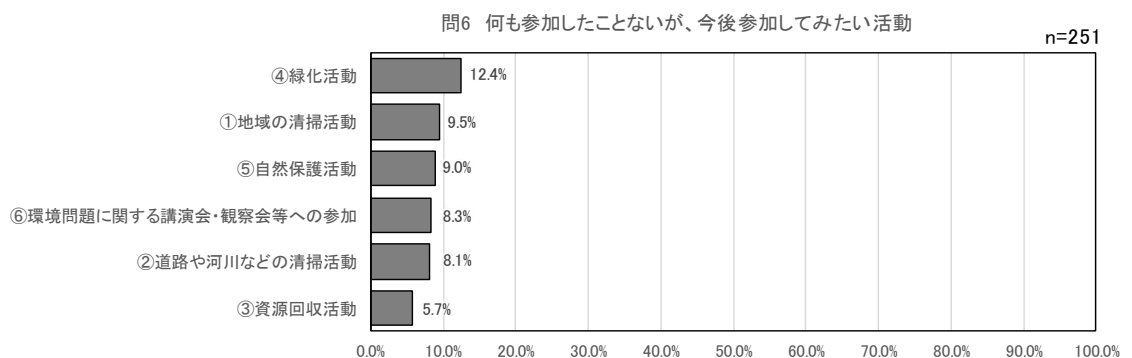
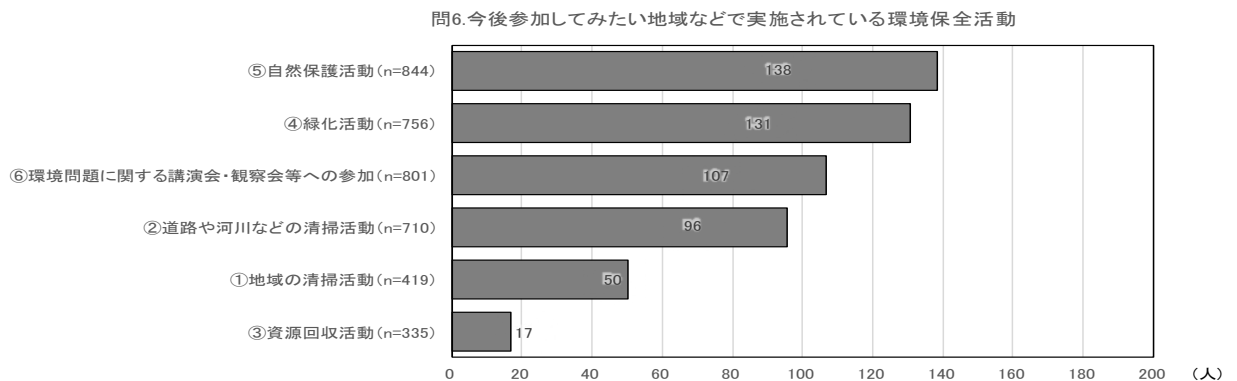
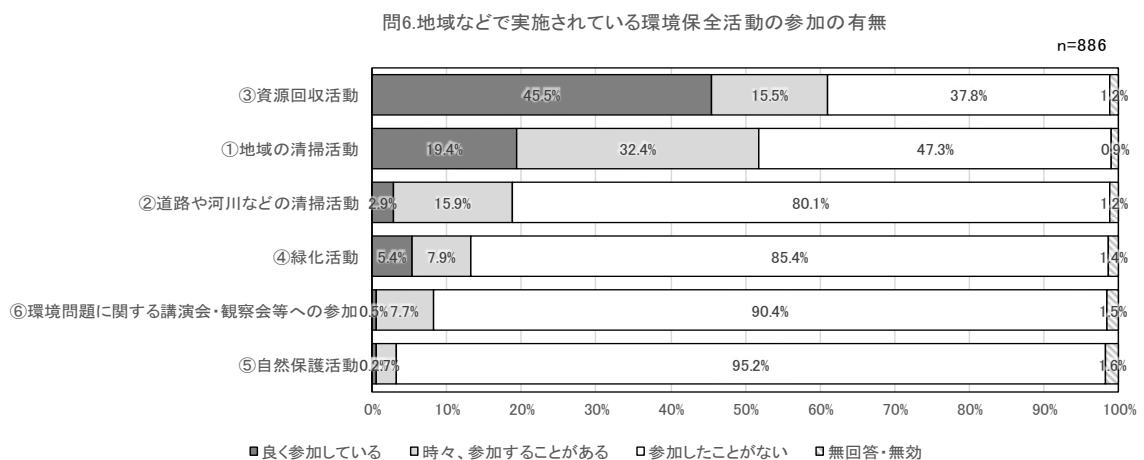
- 1位：地球環境 2位：都市環境
3位：生活環境 4位：自然環境
5位：人づくり・情報

＜市民の環境保全活動の促進のための施策の方向性について＞

市民アンケート「問 6 地域で実施されている環境保全活動」の結果からは、良く参加している、もしくは時々参加することがある環境保全活動は、「資源回収活動」、「地域の清掃活動」の順で多くなっており、第3次環境基本計画では、こうした環境保全活動の場を継続して、創出することが求められている。

また、参加したことがない環境保全活動のうち、「今後、参加してみたい」活動は、「自然保護活動」「緑化活動」の順で多くなっており、第3次環境基本計画では、「自然環境」の分野において、市民の環境保全活動の促進のための施策を充実していく必要があると考えられる。

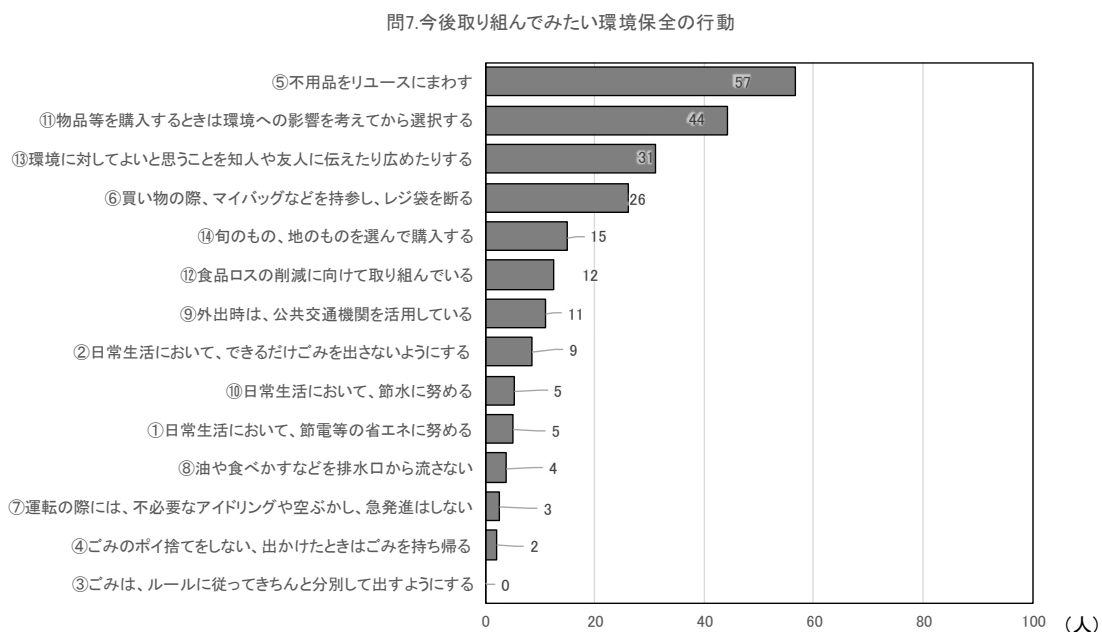
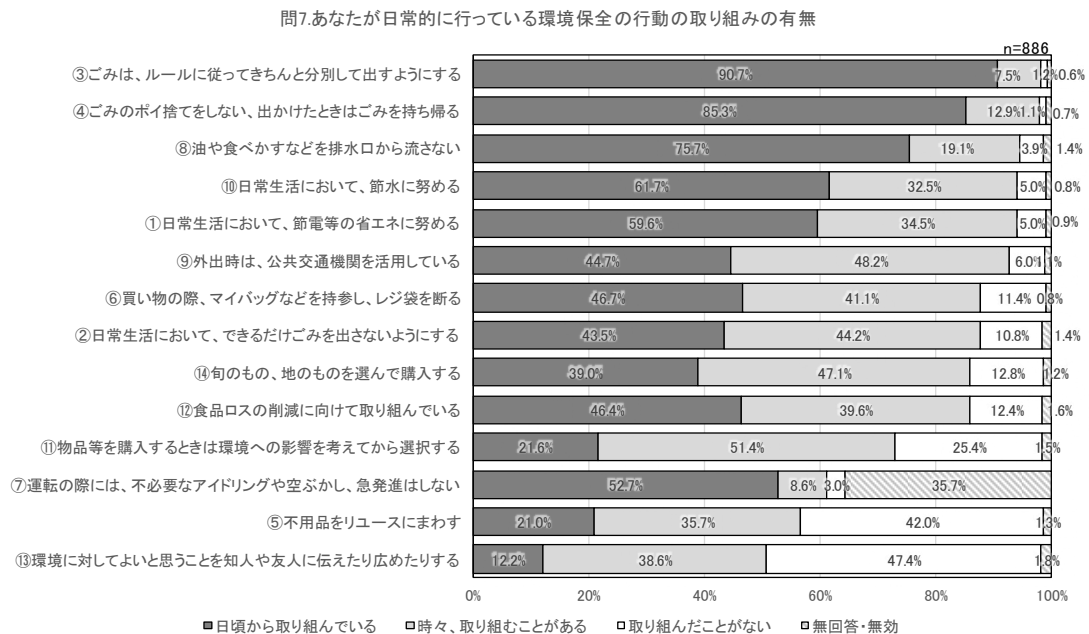
環境保全活動に全く参加したことがない人（全体の 29.0%）のうち、23.1%の人が今後参加してみたい活動を選択しており、「緑化活動」「地域の清掃活動」「自然保護活動」の順で多くなっている。こうした活動の場を創出することで、環境保全活動に参加する方の拡大につなげていく必要があると考えられる。



市民アンケート「問7 日常的に実施している環境保全の行動」の結果からは、9割以上の市民がごみはルールに従ってきちんと分別していることがわかった。また「ごみのポイ捨てをしない（85.3%）」「油や食べかすなどを排水口から流さない（75.7%）」などについても、多くの市民が日ごろから取り組んでおられることがわかった。

一方で、「環境に対してよいと思うことを知人や友人に伝えたり広めたりする」「不用品をリユースにまわす」「物品等を購入するときには環境への影響を考えてから選択する」については、日常的に取り組んでいる市民が少なく、また、今後、取り組んでみたいと考えている人が多いことから、今後は、リユースやグリーン購入といった分野を中心に環境教育・学習や情報提供を行っていく必要があると考えられる。

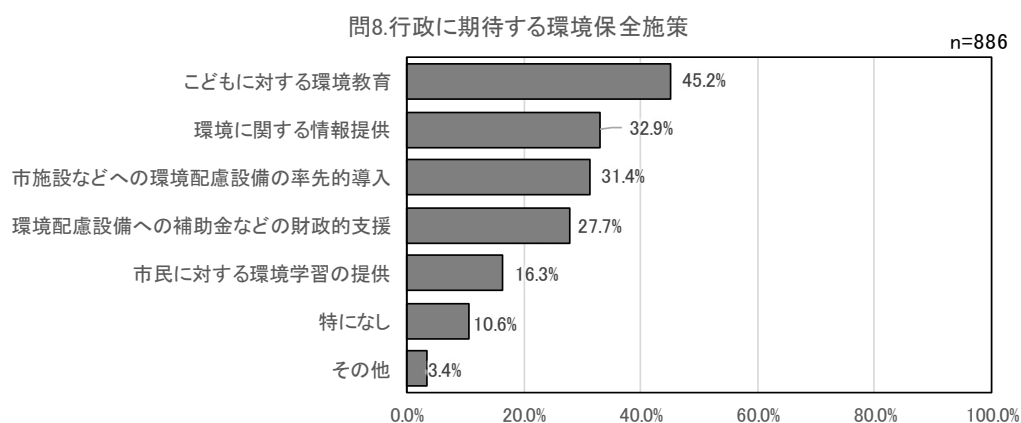
また、枚方市民の環境保全行動に取り組んでいる人の割合は、全国平均と比較して高くなっており、今後も環境保全行動を促進していく必要があると考えられる。



<重点的に取り組むべき施策について>

市民アンケート「問 8 枚方市に期待する環境保全施策」の結果からは、市に期待する環境保全施策については、「こどもに対する環境教育（45.2%）」「環境に関する情報提供（32.9%）」「市施設などへの環境配慮設備の率優先導入（31.4%）」の順で多いことがわかった。

第3次環境基本計画では、市の施策として、環境教育・学習の場の創出や環境情報の積極的な提供、市施設への環境関連設備の率優先導入を位置付けていく必要があると考えられる。

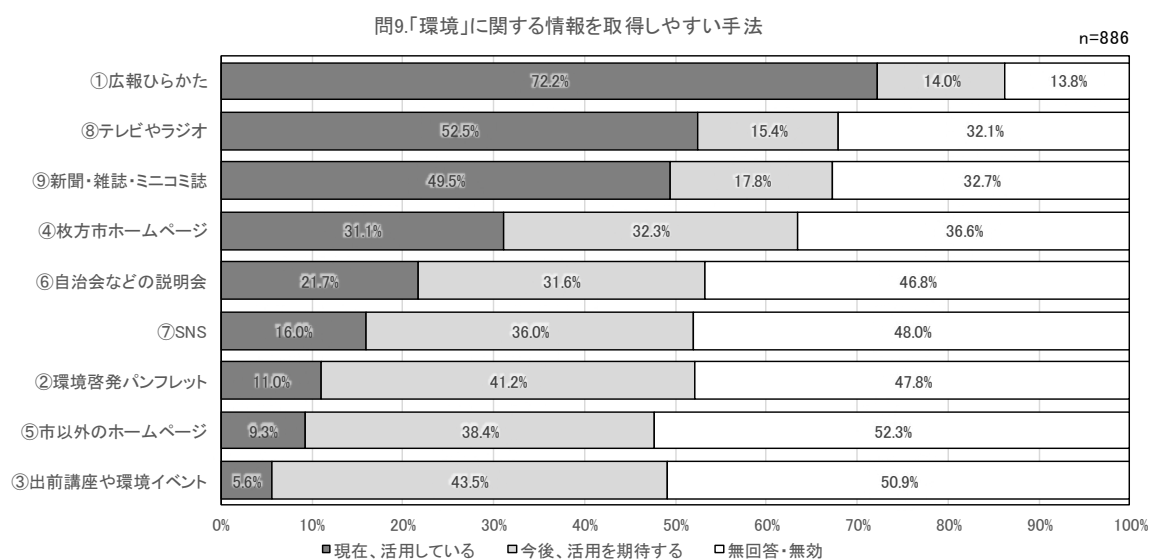


<環境情報の提供手法について>

市民アンケート「問 9 環境に関する情報の取得方法」の結果からは、「環境」に関する情報を取得する手法は、「広報ひらかた（72.2%）」「テレビやラジオ（52.5%）」「新聞・雑誌・ミニコミ誌（49.5%）」の順で多いことがわかった。

また、今後活用を期待する手法は、「出前講座や環境イベント（43.5%）」「環境啓発パンフレット（41.2%）」の順で多いことがわかった。

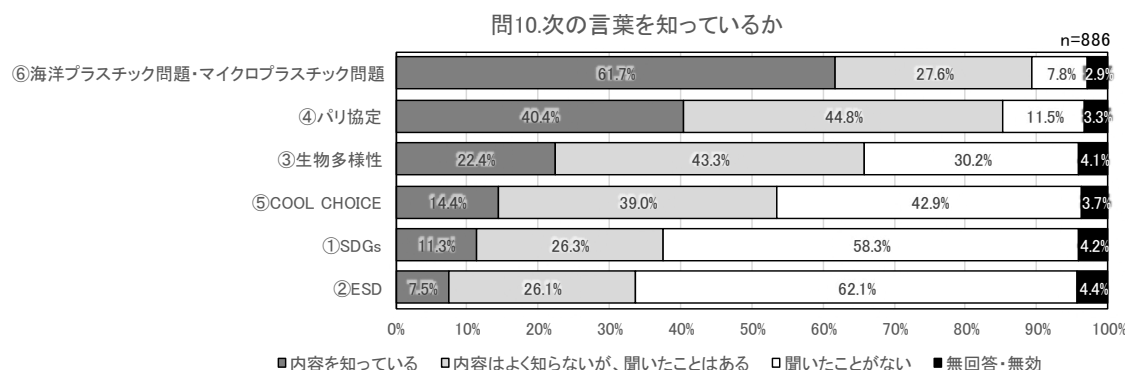
今後は、引き続き、広報ひらかたやFM ひらかたなどを活用した情報提供を行うとともに、出前講座や環境イベントの機会の拡大、環境啓発パンフレットを活用した環境情報の提供を積極的に行っていく必要があると考えられる。



<新しい環境問題の認知度>

市民アンケート「問 10 環境問題の認知度」の結果からは、新しい環境問題の認知度について、「海洋プラスチック問題・マイクロプラスチック問題」の認知度は、「内容を知っている」、「聞いたことがある」を合わせると 89.3%となっているが、「SDGs」に関しては、37.6%であることがわかった。

今後は、「SDGs」の認知度を上昇させるため、使い捨てプラスチックごみのポイ捨て防止の取り組みなどを通して、こうした取り組みが「SDGs」の目標達成につながっていくことを周知・啓発していく必要があると考えられる。

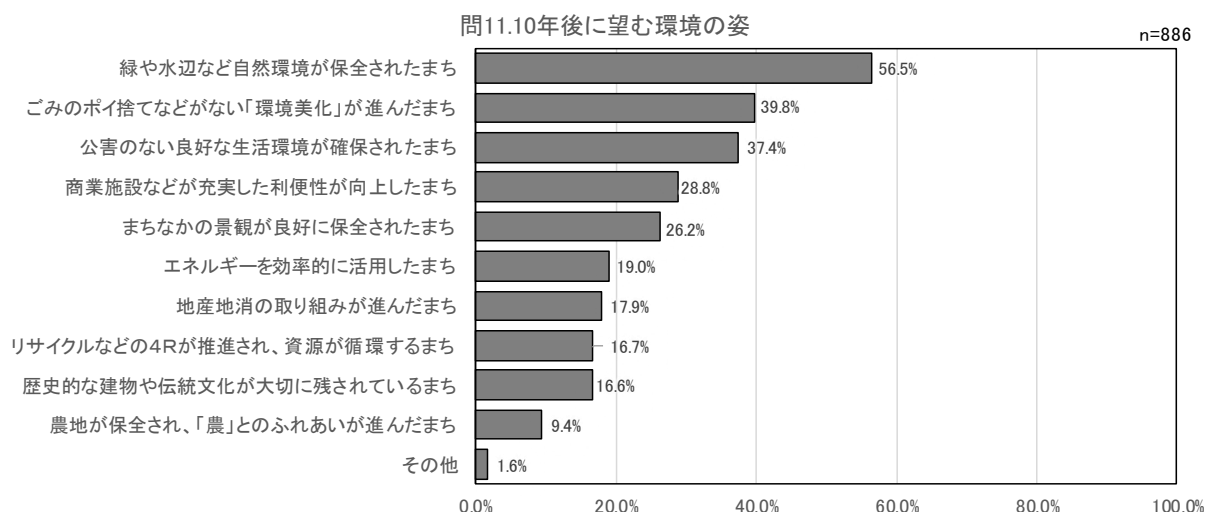


<枚方市の環境の10年後、30年後の望ましい姿について>

市民アンケート「問 11 枚方市の環境の将来の望ましい姿」の結果からは、10年後の望ましい環境の姿については、「緑や水辺など自然環境が保全されたまち (56.5%)」「ごみのポイ捨てなどがいい環境美化が進んだまち (39.8%)」「公害のない良好な生活環境が確保されたまち (37.4%)」の順となった。

枚方市の環境の10年後の望ましい姿について、自然環境と都市環境の保全などのバランスを重視する意見が多いことがわかった。

30年後の望ましい環境の姿については、様々な環境のバランスを重視する意見が多く、また、分野としては、10年後の望ましい環境の姿と比較して大きな変化はなかった。



②事業者アンケート結果

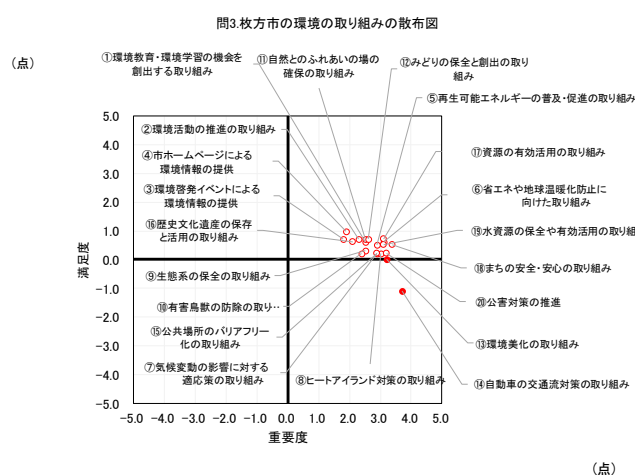
<基本目標の優先順位について>

事業者アンケートの問3の結果からは、環境の現状や市の環境施策に関して、「都市環境」「生活環境」「地球環境」の順で、重要度と満足度の差が大きく、この分野について、第3次環境基本計画では、重点的に取り組む必要があると考えられる。

また、事業者アンケートでは、市民アンケート結果とは異なり、「生活環境」に関する分野の重要度が高い傾向となった。

<基本施策や施策の方向性に盛り込むべき事項について>

事業者アンケートの問3の結果からは、「自動車の交通流対策の取り組み」が特に、重要度と満足度の差が大きく、この分野について第3次環境基本計画では、重点的に取り組む必要があると考えられる。

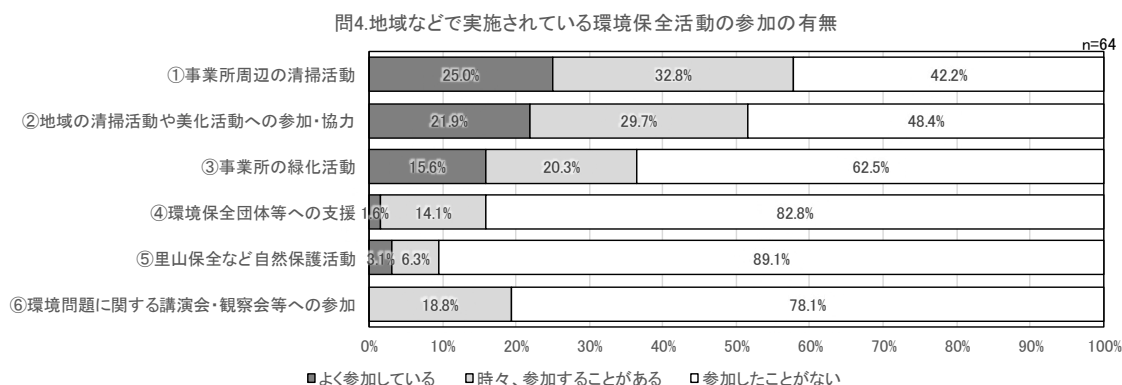


(基本目標単位での結果)

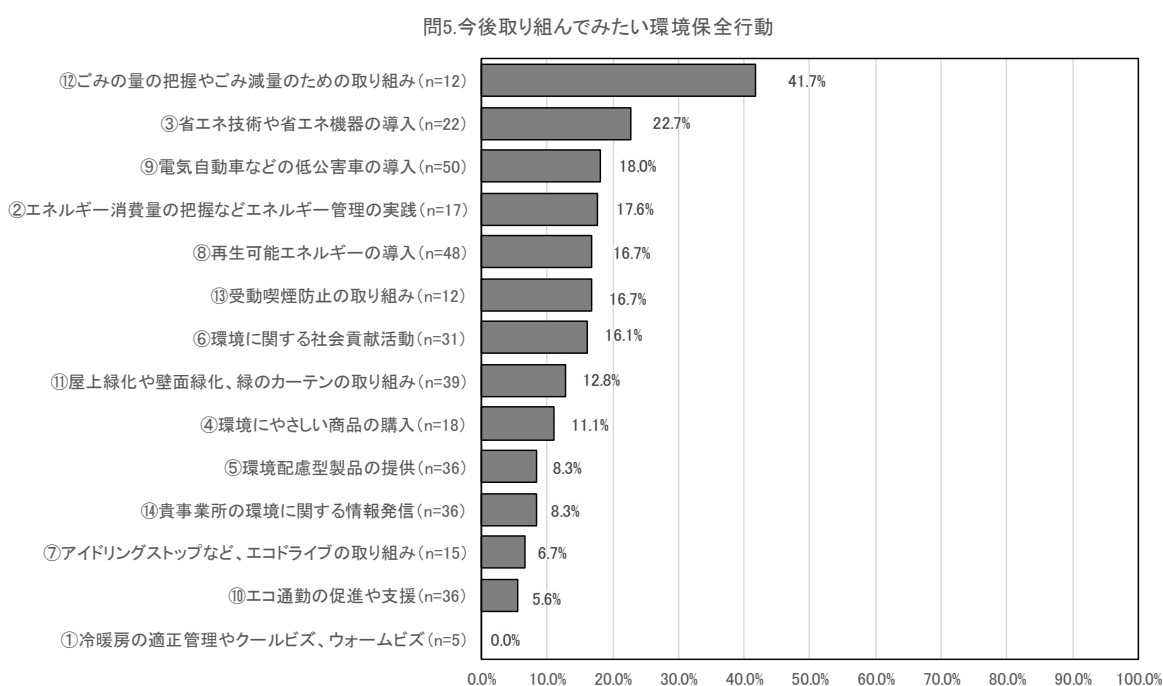
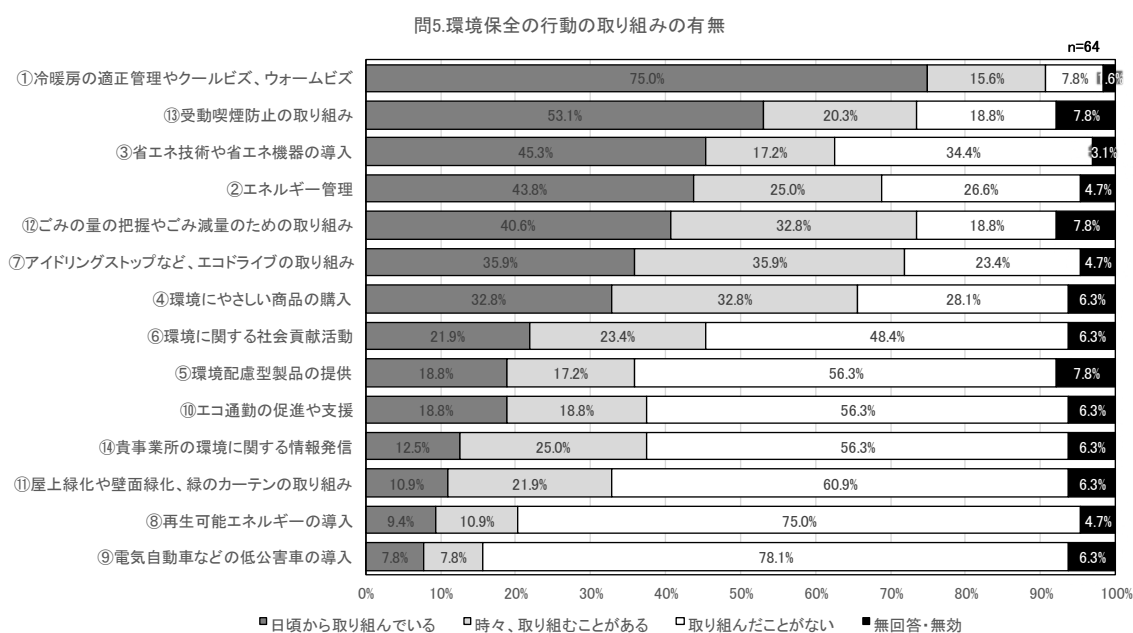
- 1位：都市環境 2位：生活環境
3位：地球環境 4位：自然環境
5位：人づくり・情報

<事業者の環境保全活動の促進のための施策の方向性について>

事業者アンケート「問4 事業者による環境保全活動」の結果からは、良く参加している、もしくは時々参加することがある環境保全活動は、「事業所周辺の清掃活動 (57.8%)」、「地域の清掃活動や美化活動への参加・協力 (51.6%)」の順で多くなっており、第3次環境基本計画では、こうした環境保全活動の場を継続して、創出することが求められている。



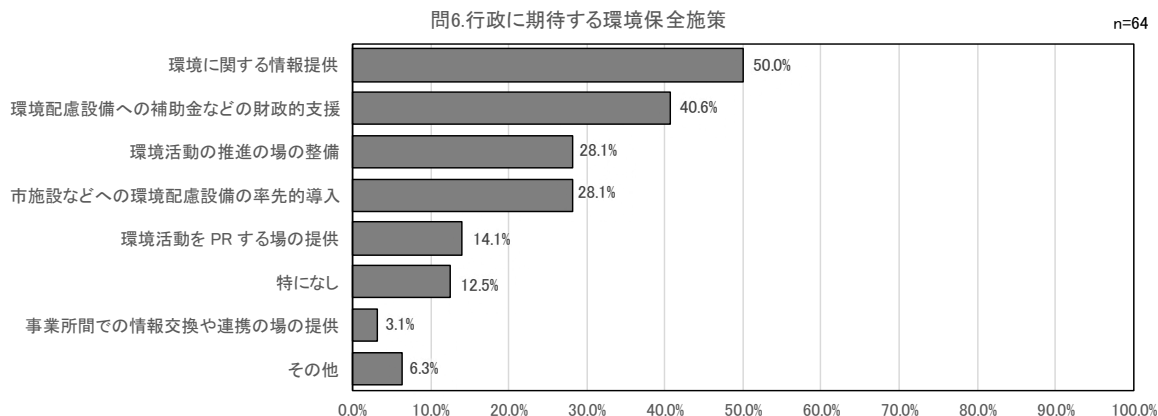
事業者アンケート「問5 事業者による環境保全の行動」の結果からは、日常的に取り組まれている事業者による環境保全行動は、「冷暖房の適正管理やクールビズ・ウォームビズ（75.0%）」「受動喫煙防止の取り組み（53.1%）」「省エネ技術や省エネ機器の導入（45.3%）」の順であることがわかった。また、今後取り組んでみたい環境保全行動は、「ごみの量の把握やごみ減量のための取り組み（41.7%）」「省エネ技術や省エネ機器の導入（22.7%）」「電気自動車などの低公害車の導入（18.0%）」の順となった。今後は、ごみの量の把握やごみ減量のための取り組みへの支援が必要であると考えられる。



<重点的に取り組むべき施策について>

事業者アンケート「問 6 市に期待する環境保全施策」の結果からは、市に期待する環境保全施策については、「環境に関する情報提供(50.0%)」「環境配慮設備への補助金などの財政的支援(40.6%)」の順で多いことがわかった。

第3次環境基本計画では、市の施策として、環境情報の積極的な提供や環境配慮設備の導入支援が必要であると考えられる。

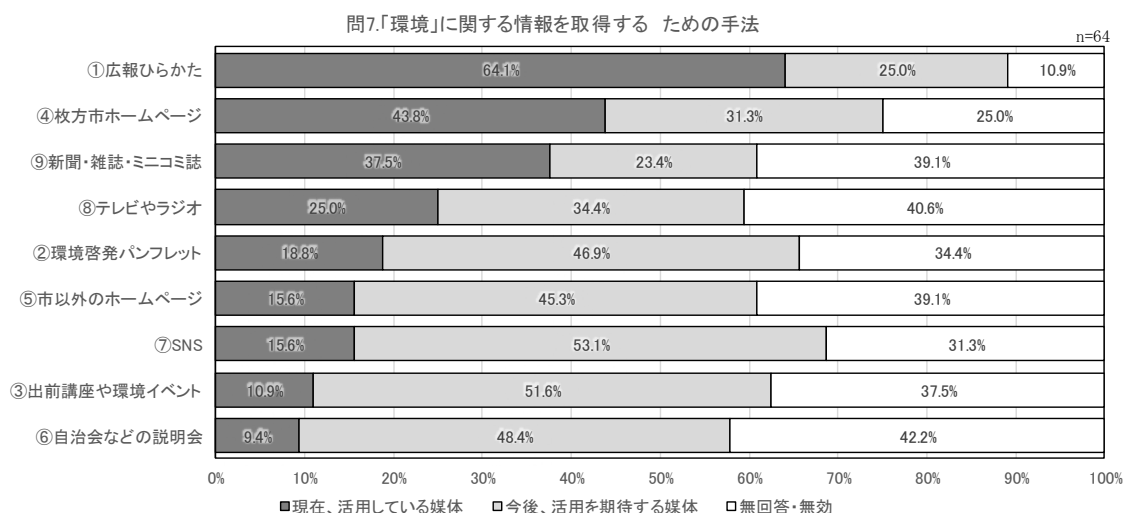


<環境情報の提供手法について>

事業者アンケート「問 7 環境に関する情報の取得方法」の結果からは、「環境」に関する情報を取得する手法は、「広報ひらかた(64.1%)」「枚方市ホームページ(43.8%)」「新聞・雑誌・ミニコミ誌(37.5%)」の順で多いことがわかった。

また、今後活用を期待する手法は、「SNS(53.1%)」「出前講座や環境イベント(51.6%)」の順で多いことがわかった。

今後は、引き続き、広報ひらかたや枚方市ホームページなどを活用した情報提供を行うとともに、出前講座や環境イベントの機会の拡大を行っていく必要があると考えられる。



③市内高校生ワークショップ結果

●「関心のある環境問題や枚方の環境について思うこと」

- ・ 関心のある環境問題としては、マイクロプラスチックなどの海洋汚染の問題、外来生物の増加や森林破壊などの自然環境に関する問題、地球温暖化による海面上昇などといった地球規模の環境問題に関する意見も出されたが、枚方市の暑さ、アライグマなどの外来生物の増加や市域の自然環境の状況など身近な自然環境の変化、まちなかのごみのポイ捨てなど、これまでの生活経験に基づいた意見が多く見られた。
- ・ 枚方の環境について思うことについては、川の水が綺麗、ホテルがある、たくさんの人が環境を大切にしようとしているなどといった枚方の環境で良いと感じることも意見として出されたが、公園でのハトや野良猫への餌やり、焼き畑での煙、お祭りごみや河川のごみ、国道 1 号線の交通量の多さ、公共交通機関の本数を多くしてほしいなど、改善してほしいと感じることについての意見が多く見られた。

●「将来、住み続けたい枚方の環境」

- ・ 外来生物を減少させて在来生物を増やしていくことや緑の保全、まちなかの緑化など、人と自然が共存できる自然環境が確保されたまちを望む意見が多くあったが、これにあわせて、快適な気温とともに、公共交通機関の充実、まちなかのきれいさなど、都市環境の利便性・快適性を求める意見が多く得られた。
- ・ 交通安全のために信号機を増やして欲しい、条例などに縛られずあそべる公園が欲しい、自然が豊かな場所があって欲しい、ポイ捨てがなくきれいなまちであって欲しいなど身近な生活環境が確保されたまちを望む意見も多く見られた。

●「自分たちにできること」

- ・ まずは自分たちの身の回りということで、ポイ捨てはしない、ごみは分別する、ごみ拾い活動への参加、レジ袋を断るといったゴミに関する活動が非常に多かった。他にも節電に取り組む、打ち水をする、ジャンボタニシなどの外来種を見かけたら駆除するといった意見もあった。
- ・ 枚方の環境について自主的に学ぶだけでなく、環境に関することをいろんな人たちと情報共有することで、環境に興味を持ってもらうといった、人材育成に関する意見も得られた。

今後を担っていく若年層は、将来の枚方市の環境について、豊かな自然環境を確保していくことと同時に、利便性の高い都市環境やポイ捨てのないきれいなまちにしていきたいと考えていることがわかった。